

○議事日程

令和4年12月7日(水) 午前9時00分開議

- 日程第1・一般質問(2人・3項目)
- 日程第2・南足柄市外二ヶ町組合議会議員の選挙
- 日程第3・南足柄市外四ヶ市町組合議会議員の選挙
- 日程第4・同意第4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5・同意第5号 監査委員の選任について
- 日程第6・諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
について
- 日程第7・議案第49号 開成町まち・ひと・しごと創生基金条例を制定する
ことについて
- 日程第8・議案第50号 開成町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定
することについて
- 日程第9・議案第51号 開成町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定す
ることについて
- 日程第10・議案第52号 開成町情報公開条例の一部を改正する条例を制定す
ることについて
- 日程第11・議案第53号 開成町議会議員及び開成町長の選挙における選挙運
動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を
制定することについて
- 日程第12・議案第54号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例を制定することについて
- 日程第13・議案第55号 開成町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例
を制定することについて
- 日程第14・議案第56号 開成町消防団条例の一部を改正する条例を制定する
ことについて
- 日程第15・議案第57号 令和4年度開成町一般会計補正予算(第7号)につ
いて
- 日程第16・議案第58号 令和4年度開成町国民健康保険特別会計補正予算(第
2号)について
- 日程第17・議案第59号 令和4年度開成町介護保険事業特別会計補正予算(第
2号)について
- 日程第18・議案第60号 令和4年度開成町給食事業特別会計補正予算(第3
号)について
- 日程第19・議案第61号 令和4年度開成町駅前通り線周辺地区土地地区画整理

事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第20・議案第62号 令和4年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）
について

日程第21・議案第63号 令和4年度開成町下水道事業会計補正予算（第1号）
について

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（11名）

1番 下山千津子	2番 佐々木昇
3番 武井正広	4番 前田せつよ
6番 星野洋一	7番 井上三史
8番 山本研一	9番 石田史行
10番 井上慎司	11番 湯川洋治
12番 吉田敏郎	

○説明のため出席した者

町長	府川裕一	副町長	加藤一男
教育長	井上義文	参事（兼） 企画政策課長	田中栄之
参事（兼） 参総務課長	中戸川進二	防災安全課長	小玉直樹
財務課長	高橋清一	税務課長	山口哲也
福祉介護課長	奥津亮一	参事（兼） 子育て健康課長	小宮好徳
こども政策担当課長	田中美津子	街づくり推進課長	柏木克紀
区画整理担当課長	井上昇	産業振興課長	熊澤勝己
参事（兼） 環境上下水道課長	井上新	参事（兼） 学校教育課長	岩本浩二
総合窓口課主幹	中野敦志		

○議会事務局

事務局 長 遠藤直紀 書記 佐藤久子

○議長（吉田敏郎）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年、開成町議会12月定例会議第2日目の会議を開きます。

午前9時00分

○議長（吉田敏郎）

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用と着座での発言を許可しております。

では直ちに日程に入ります。

日程第 1 一般質問を行います。

10番、井上慎司議員、どうぞ。

○10番（井上慎司）

おはようございます。10番、井上慎司です。通告に従いまして、2つの質問をいたします。

1つ目の質問、投票率向上に向けての取組を問う。

令和元年6月定例会議において、投票率向上についての一般質問をしましたが、直近の令和4年7月の参議院議員選挙での投票率は、前回参議院選挙から6.93ポイント上昇し、その前年の令和3年、衆議院選挙小選挙区でも前回比で2.47ポイント上昇しています。

しかし、この投票率は有権者全体からすれば、まだまだ対策を講じる必要がある数字であると考えます。

町長はこの状況をどう認識されているのか。また、選挙管理委員会と連携し、取り組まれた投票率向上の対策や今後考えられる対策はあるのか伺います。

2項目めの質問は、後ほど自席から行わせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

井上議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初にお断りさせていただきますが、令和元年議会6月定例会議のときと同様に、選挙に関する執行や管理は、地方自治法に基づき、首長から独立した機関として設置している選挙管理委員会が所管しているため、この場では私が感じていることについて述べさせていただきます。

はじめに本町の投票状況であります。令和4年4月10日執行の参議院選挙、参議院議員通常選挙、選挙区の本町の投票率は59.58%であり、前回選挙と比較して6.93ポイント上昇しております。

また、令和3年10月31日執行の衆議院総選挙小選挙区における本町の投票率は63.38%であり、前回選挙と比較して、2.47ポイント上昇しております。

このように近年の選挙における本町の投票率は上昇しており、全国平均、神奈川県平均を上回る結果となっております。

選挙は国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要な機会であります。投票率については、主権者の意識、当該選挙における争点の明確性や立候補状況、社会経済情勢など、様々な事情が複雑に影響するものであり、投票率の向上を図るための特效薬はないと認識しております。

私としては、投票率の向上を図るため、選挙管理委員会が実施する環境整備や啓発活動に対して、予算や人員配置の面などからしっかりと支えていきたいと考えております。

また、立候補者が御自身の考えや政策などを分かりやすく、効果的に主権者に伝えていくことも、投票率向上のためには大切なことだと捉えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。本定例会には選挙管理委員長が出席されていないので、行政側として回答しにくい面もあるかとは思いますが、可能な範囲での御答弁をよろしく申し上げます。

では、順次再質問をさせていただきます。

投票率の向上を図るための特效薬はないと認識されているとの御答弁でしたが、私もそのように認識しており、だからこそこつこつと啓発を重ねることや、状況に合わせた利便性の向上をさせていくことが重要であると思っております。

前回の私の一般質問以降、期日前投票所での受付時間の短縮を図るため、受付事務をシステム化することや、期日前投票所内で記載している宣誓書を入場券と一体化するなどの利便性の向上を図られておりますが、今後新たな取組について選挙管理委員会から要望などは上がってきておりますか、伺います。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

新たな取組ということの中で、今年度実施しております参議院議員選挙の中で、選挙公報をポスティング方式で配布しているといった実績がございます。新たなという部分ではないのですが、試行的に今年度実施してございまして、おおむね3.5日ぐらいで配り終わったという実績がございます。今後も有権者の意思をしっかりと伝えていくということの中で、ポスティングについて継続できる部分については継続をしていくといった御意見も出ております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

今後の新たな取組というのは特に上がってないということですが、ポスティングについてはまた後ほどちょっと別で質問させていただきます。

投票率の向上を図るため、選挙管理委員会が実施する環境整備や啓発活動に対して、予算や人員配置の面などから支えていくとの御答弁がありましたので、今後要望が出た際には、積極的な支援をお願いしたいと思います。

令和元年6月定例会議での私の一般質問への答弁の中で、投票率の低下に対してできることは、長期的には有権者の政治・選挙への関心を高めること、短期的には選挙環境の向上を図ることであると申されておりました。投票環境の向上に関しては、以前に投票所への送迎を行ったところ、利用者がいなかったのも一度限りで取りやめてしまった経緯があるかと思えます。

結果として利用者がいなかったことは残念ですが、こういった取組を積極的に行う姿勢は、私は大変評価しております。

今後の投票環境の向上策として、公用車を利用した期日前投票所の移動投票所というのは考えられないでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

移動投票所を、ということの御質問にお答えいたします。

本町のまず投票環境といたしまして、自宅から近い場所で投票ができる環境ということで、今現在、8か所の投票所を設けてございまして、神奈川県内では面積に対する投票所が最も多い市町村となっております。

さらにどの投票所にも駐車場を完備してございまして、投票しやすい環境という部分では、最大限配慮をしているつもりでございます。こういったことから、移動投票所ということは、今現在考えてはいないといった状況でございます。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

本町においては、平成27年度の統一地方選挙から投票所を常設されて、現在8か所になっているのは承知しております。町域に対しての投票所の配置状況も十分だとは思っておりますが、現在、地域の支え合い活動などで、ごみ捨てを依頼される方も増えてきております。

そういった方などは投票所に出向くのも大変なのかなと思っているところであります。

期日前投票所を移動型として、それで戸別訪問をしていくという形ではなくても、デイサービスの現場へ出向くなど、できることがあるのではないのかと思っておりますので、こちらも選挙管理委員会と相談や調整を進めていただきたいと思いますと思っております。

おります。よろしくお願いいたします。

次の質問です。立候補者が有権者に対し、分かりやすく効果的に政策などの考えを伝えていくことも大切であるとの御答弁でしたが、平成25年にインターネットを使って選挙運動ができるようになり、候補者自身が政策をPRするツールは増えたものの、紙媒体での選挙公報も未だ重要であると考えます。

さきの参議院議員選挙で、先ほど御答弁の中にあつた選挙公報の戸別配布を行っておりましたが、こちらおおよそ3.5日程度日数かかったということでしたが、今後予定されている統一地方選挙の短い期間でも、選挙公報の戸別配付は可能でしょうか。伺います。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

まず、選挙公報につきましては、先ほども申し上げましたが、今年の参議院選挙からポスティング配布としてございます。それまでは新聞折り込みという形で実施してございましたが、広報のポスティング配布ということに合わせながら、全世帯にしっかりと配布する方法ということをやっております。

選挙公報の作成のスケジュールの部分なのですが、まず立候補の届出を締め切った後に、選挙管理委員会で、掲載順を決めるくじをその日のうちに行います。さらにそのくじで決めた順番に従い、広報の原版を作成いたします。その原版の作成ができましたら、印刷をします。その印刷に基づいて選挙公報ができ上がるということです。まず配布する前に、夜通し作業をして最低でも1日は時間がかかってしまうということが1点。

それから、配布の後ろの期日なのですが、町の選挙におきましては、選挙投票日の前日までに配布するというルールがございますので、できてから前日までに配布し終わる必要があるという実態です。

町の選挙におきましては、投票日の5日前までに公示するというルールの中でやっておりますので、その3点、この前回の実績3.5日はその5日間の中で、果たして有効に配布する期間として適切に配布ができるかどうかというところが1点課題としてございます。

しかしながら、多くの方に選挙公報を配布するという意味で、ポスティングが有力と考えてございますので、できる方向を模索しながらやっていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

ぜひこれは取り組んでいただきたいなと思っているのですが、実質3.5日、こ

の期間中が全て雨だとか、まず仮に台風とか、雪とか、悪天候だった場合は、実質的には3.5日大分難しい状況になるのか。天候に左右されずに、おおよそ配布できそうなスケジュールで動けそうなのか、その辺も現時点での状況でお分かりになればお示してください。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

3.5日というのが、今年の参議院選挙の結果でございまして、先ほど申し上げたとおり、より期間を短縮して実施するほうが効果的だろうと考えてございまして、天候の要素も含めまして、できるだけしっかり把握できるような方法を今現在検討・調整してございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

これまでの「広報かいせい」の戸別配布でのノウハウ等もあるかと思っておりますので、そういったものも参考にしながら、期日前投票で動かれる方も大変多くいらっしゃると思っておりますので、できるだけ早く戸別配布ができるような形を模索していただいでぜひ実行に移していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

本町の2019年に行われた統一地方選挙の投票率に関して申し上げますと、2015年の統一地方選挙の状況と比較しまして、4ポイント以上低下している状況です。国政選挙では投票率向上しておりますが、この統一地方選では実質的には投票率下がっている状況です。行政としても今後も引き続き投票率向上に向けた空気感の醸成に努めていただきたいと思っております。小さなところだと、福祉コミュニティバスに投票所を、期日前投票を行っているよというのを掲示するだとか、そういったことからでも簡単にできるのではないかと考えております。

選挙は候補者のためではなく、その地域に住む皆様なものであると思っております。より多くの方に関心を持ってもらうことが、政治参加の第一歩だと思います。選挙に関心を持つ大人の姿が子どもたちにとっても大変良い主権者教育になると思っております。そして、それが若年層の投票率の低さに歯止めをかけることになっているのではないかなとも思っております。今後とも、選挙管理委員会と一体となって、取組のほう、よろしく願いいたします。

1項目めの質問は以上となります。

引き続きまして、2つ目の項目、質問に移らせていただきます。

自治体版マイナポイントの積極活用を問う。自治体がマイナンバーカードを活用し、キャッシュレス決済で使えるポイントを住民に付与できる仕組みが創設されました。これはマイナポイント事業の自治体版で、ポイントを付与する事業や、対象

者の範囲など、具体的な実施方法は各自治体が柔軟に設計できるものとなっています。

一例を挙げますと、ボランティア活動や自治体イベントへの参加に対してのポイント付与。

移住定住促進の支援金や、子育て世帯への出産祝い金、交通弱者へのタクシー料金の補助など、そういったものをポイントとすることや、地域経済の消費喚起策として買い物額の一定割合をポイントとして付与することなどが可能となります。

本町でも、各課の政策の創意工夫で幅広い活用が見込めるとともに、マイナンバーカードの普及にもつながる取組となり、キャッシュレス化、デジタル化の推進に寄与する大きな可能性があることから、自治体版マイナポイント事業に積極的に取り組む考えがあるのか、について伺います。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは井上議員の2つ目の自治体版マイナポイントの積極活用を問う、についてお答えいたします。

マイナポイントとは、マイナンバーカードを利用してキャッシュレス決済サービスを提供する事業者を通じて付与されるポイントです。

本年6月30日からマイナポイント第2弾が開始され、マイナンバーカードの新規取得、健康保険証としての利用申込み、公金受取口座の登録によって、最大2万ポイントが付与される仕組みとなっています。

またマイナポイント設定対応のスマートフォンや、パソコン及びICカードリーダーを持っていない方、操作が難しい方、マイナポイントについて分からないことがある方などに設定支援を行っております。

御質問の自治体マイナポイント事業とは、決済サービス事業者との連携の仕組みを備えた、マイキープラットフォームを活用し、決済サービス事業者との連携により、地方自治体等の様々な取組であるポイント給付施策を実施する仕組みであります。令和4年10月末現在、全国で45自治体がこの事業に登録をしております。令和3年度のモデル事業実施において、契約、生産に係る事務手続の業務負担が高い、ポイント付与類方が複雑、参加自治体、決済事業者が少ないなどが課題として挙げられております。

開成町として本制度に参画するに当たっての課題としては、国の補助が初期のシステム構築等に限ること。カード取得者と未取得者とで不公平が生じることなどが考えられます。

開成町としては、現時点で本事業に取り組むことは考えておりませんが、今後もマイナンバーカードの取得を促進するとともに、将来的な利活用の可能性を含め、自治体マイナポイントモデル事業の検証結果や先進自治体の取組について情報収集を行っていきたいと考えております。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

本年10月末現在のマイナンバーカードの全国平均交付率51.1%のところ、本町では51.5%ということで、全国平均を上回っており、また足柄上地域1市5町の中でも最も高い交付率であることから、マイナンバーカードを利用した先進的取組もあわせて進めていくべきであると考えております。そういった観点から再質問させていただきます。

自治体マイナポイントは、地方自治体がマイナンバーカードを利用し、キャッシュレス決済で使えるポイントを住民に付与する制度です。

現在カードの新規取得や健康保険証としての利用することで、最大2万円分のマイナポイントを付与する事業を国が実施しておりますが、自治体マイナポイントはこちらの国の事業とは異なり、自治体が独自にポイントを付与できる仕組みです。

御答弁の中では、開成町としては現時点で自治体マイナポイントの導入については考えていないとのことでしたが、これまでにこの自治体マイナポイントの導入に関して検討はされたのでしょうか。また検討されていたら、その経緯などをお示しください。

○議長（吉田敏郎）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。自治体マイナポイントというこの事業の制度ができてから、内部では当然検討してございます。所管課としては私ども企画政策課のほうで所管をさせていただいております。

ただいまの町長答弁にもありましたように、現在は国のほうで最大2万ポイント、取得に伴って2万ポイントの付与しているということで、先ほど申し上げました先行自治体、45自治体の中身を見ますと、1万ポイントあるいは5,000ポイントを持っているだけで付与しようという事業をやっているところが大変多くございます。

逆に裏を返しますと、今、2万ポイントにあと5,000ポイント上乘せをして、飛躍的にその取得率が上がるのかと。こういう部分で言いますと、少し疑問な点が残るということで、現時点で考えておりますのは、付与に伴うものというよりも、ある一定程度普及をした段階で、これを使って、そこにポイントを付与していくと。こういう形で今後進めていくということで、町長答弁にありましたように、研究をしていきたいということでございます。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

今の御答弁の中であった、大きい金額をどかんとマイナンバーカードを持たれている方に付与するというのではなく、今、答弁の中であったように、私が考えているのが、地域通貨のようなポイント付与制度を自治体マイナポイントを使って行っていったらどうかというのを提案したいと思っております。

確かに大きな金額を、マイナンバーカードを持っている方々だけに付与していくというのは公平性に欠けるとは思っております。自治体マイナポイントの将来的な利活用に向けた事前の取組として地域通貨としての取組をしていくというのも有効なのかなと思っているところなのですが、先ほど御答弁の中にもあった、国からの補助が初期費用だけしか入らないということもあります。まだ、これも確定はされていないのですが、総務省は自治体マイナポイントを全国へ広げるために、事業実施に向けたシステム改修費などへの支援を目的とした補助金制度を、23年度、来年度創設する方向で、予算の概算要求に盛り込んでいく方向だということは伺っております。

また自治体マイナポイントを導入するに当たっては、決済業者へ支払う費用等、大分膨らむ部分もあるかと思っております。確かに様々な課題はあるかと思うのですが、現時点で町民の半数以上は取得されている状況ですので、今から様々な方向性を調査研究していく必要はあると考えております。

自治体マイナポイントの将来的な利活用に向けた、その事前の取組として国のシステム、マイキープラットフォーム、こちらを使わずに、町内だけの施策としての地域通貨の導入について伺います。

地域通貨をコミュニティポイントとして利用することで、地域内の経済循環、ボランティアや読書など、そうした地域コミュニティ活動や文化活動などへ参加された方へのポイント付与、あるいは健康増進の行政の政策との連携など、そういった、例えばスポレク大会に参加した方にポイント付与、そういった形などが図られるかと思っております。

本町は町域が狭いので、広域連携という観点なども含めた中で、地域通貨の取組についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それではお答えをさせていただきたいと思っております。

まず最初にお話ありました来年度の国の予算化の動向につきましては、情報は少しずつ入ってまいりましたので、そこも注視しながら活用のタイミングがあれば、ぜひ積極的に活用したいと考えてございます。

地域ポイントにつきましては、今、議員御発言のように、一定のエリア内で発行されて利用される、いわゆる地産地消のポイントと、こう言われてございます。

実際、そのやっているところを一つ一つ見てみますと、ただいま御発言ありまし

たように、例えば健康増進ポイントであるとか、防災ポイントだとか、エコポイントと、いろいろな名前をつけて実行されている自治体が数多くございます。

この先に1つ大きな別れ道としましては、いわゆるその貯めたポイントを単純にお買い物に使う、いわゆる〇〇P a yといったところのポイントで還元をするべきなのか、もう少しその公共活動に使えるような形の限定的なポイントとして付与するのかと、これもどうやら2通りあるようでございまして、個人的にといいましょようか、企画政策課サイドとしては、お買い物に使うというよりも、それがまた地域内の活動の原資になるような形のポイント付与ができる形がいいのかなと考えてございます。

それに対してマイナポイント、先ほど言った、マイキープラットフォームを使ったものになりますと、基本は〇〇P a yといったところにポイントを付与するという形になりますから、そこは少し考えながら、どちらのほうがよろしいのか。参加される方からすればお買い物に使えるほうが良いという御意見もあるわけですが、やはり施策として1本立てるということになりますと、やはり地域内で循環できるような、もう少しエリア限定の、ただそれが御発言あったように町内なのか、例えば県西地域というような少し大きい地域でできるのか、これは他市町の動向も含めてになりますけれども、そういったところも働きかけをしながら、ぜひ有効活用できるようなポイントとして1本立ちできるような事業を起こしたいなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

開成町の町域を考えると、この狭い開成町の中だけで地域通貨を回して循環していくか考えると、実際厳しいかと思えます。立ち上げたところ、形骸化してしまう可能性が大いにあるのかなと思えますので、もしこの地域通貨のようなシステムを導入するのであれば、積極的に開成町主導でもいいので、近隣市町に呼びかけをして広域での取組という方向で考えていただけたらなと思えます。

開成町同様に、自治体マイナポイントの導入に関しては近隣自治体でもおそらくは様子を見ているのではないのかなと思っているとおりなので、この自治体マイナポイント導入の前段階としての練習ではないのですけど、そういった形で地域通貨というものを使って行って、自治体マイナポイントを導入した暁にはそのポイントを移行するということが可能かと思えます。そういったことも踏まえて、今後自治体マイナポイントを全国的に普及していくと思っておりますので、今のうちからできる取組をして行って、そういう取組を進める中で、デジタル弱者と言われる方たちも、デジタルポイント、デジタル通貨というものに慣れて行っていただけたらなと思っております。

この自治体マイナポイントについてちょっといろいろ調べてる中で、自治体マイ

ナポイント事業そのものの調査研究、そういったものはマイナンバーカードの発行事務の業務とは違って、デジタル化そのものの事業だと思っております。なので、この事業を今後所管していくところが、総務課のデジタル行政推進班が妥当ではないのかなと思うところがありますが、今後も企画政策課で所管をし続けていくのでしょうか。これが総合窓口課と企画政策課は、実際マイナンバーカードの受付事務で大分手一杯になっているところがあるのではないかと思います。デジタル推進について調査研究を進めていく中では、デジタル推進班が所管していくのがいいのかなと思うのですが、この辺りどういったお考えでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

お答えさせていただきたいと思います。

所管の課がどこであろうとも、この事業を推進するという点は変わらないということをお話し申し上げた上で、になります。

総務省から示されている自治体マイナポイント事業に関しての自治体の役割といいますか、これを見ますと、一番最初に出てくるのは、ポイント給付施策の企画立案という仕事になってございます。こういうところから考えますと、やはり企画政策課においては、各庁内の各課の業務というのを一定程度把握ができてございますので、仮にその担当課からいい提案がなかった場合にでも、どこどこ課のこういう事業をこういうものを当てられるのではないのというような形の中で、サジェスションすることも可能かなと考えてございますので、基本的な考え方とすれば企画政策課でよろしいと思います。

いわゆる行政外でのデジタル化という部分については、これは御発言のとおり、総務課のほうで昨日も御質問ございましたけれども進めてまいるということで、現時点では仕事のほうを区分けをしてございまして、とはいえ全く無関係ではございませんから、当然横の連携をしながら進めてまいると考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

地域通貨にしましても、自治体マイナポイントにしましても、本当に町内、横断的な様々な事業に関わるものだと思いますので、特定の課が囲い込むことのないように様々な課の中で積極的な創意工夫の取組がなされるような発信の仕方、検討の仕方を進めていただきたいと思いますと思っております。

この自治体マイナポイントを導入したときのメリットについてなのですが、申請、受付、審査、給付などの様々な事務をオンラインで可能とすることによる行政や住民の事務負担の軽減と迅速な給付の実現、またマイナンバーカード本人確認機能を活用した正確で重複のない給付が可能となります。利用用途や期間の設定を通じた

施策目的の効果的な実現、民間キャッシュレス決済サービス業者との連携による使いやすい形での給付の実現、そういったものが挙げられます。自治体マイナポイントをすぐに導入できなくても、デジタル通貨から始めた取組をマイナンバーカードの自治体マイナポイントへ移行していくことが今現時点では最善の策なのかなと思っているところでもあります。

また、図書室の利用者カードの一体化などもしていくと町民の利便性は上がっていくのかなと思っているところです。さきの同僚議員の一般質問でも、ボランティアポイントを図書にという話もありましたが、こういったものも簡単にできる取組になっていくのかなとも思います。

健康ポイントなどをクラウド化することに併せて、様々な町民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげることも可能となります。

各課にまたがる横断的な事業になるため、今後も情報収集に留意して、前向きな検討をしていただきたいと思いますと思っておりますが、最後に町長からこの件に関して、コメントあればいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

この件は将来的にはもうすごく広がっていくと思います。やはりまだ今の段階だと普及率が半分、この普及率をまず上げて、それによって様々、この中に複合的に様々な活用ができるわけですから、その活用をできるように、今から言われているように準備はしておくというのは必要だと思いますけれども、今の段階ではなかなかまだ難しいのかなという。

昔、地域通貨も検討したことがあったのですが、なかなかそのときはまだデジタル化のところまでいっていませんでしたけど、なかなか難しかったのかなというのはありますけど、これからは、これが普及すれば、幾らでも知恵を出し合えば、それぞれの自治体のいいところがどんどん発揮できると。今、これから自治体の競争というのはそういうところにもつながっていくと思いますので、そういう意味では、先進的なものをどんどん研究しながら、いつでもできる体制は準備をしていくということが必要だと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

町長、御答弁ありがとうございます。本当にそのとおりだと思っております。これから若い方の移住、定住、開成町どんどん進んでいくと思います。そういった方々の視点からすれば、いろいろなことがスマートフォン1つで片づいていくというのが当たり前の社会になっていくのだと思っておりますので、そういった中でもデジタル弱者の皆さんが置いてけぼりにならないように、きめ細やかな対応をし

ながら、今後の調査研究に努めていただきたいと思います。

これもちまして私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（吉田敏郎）

これで10番、井上慎司議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を9時50分とします。

午前9時33分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午前9時50分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

8番、山本研一議員、どうぞ。

○8番（山本研一）

おはようございます。8番、山本研一です。通告に基づき、どうなった？答弁のその後、について質問します。

年間4回の議会定例会でこれまで様々な一般質問を行い、それに対し多くの場合、町からは前向きな答弁がありました。

一般質問に当たり、私はできるだけ多くの町民の皆さんの御意見や要望を聞き、また自治会活動や地域の協働などに関しては、自治会役員の方々と意見交換を行うなど、より住みやすい未来の開成町を目指し、町民の日常生活の向上につながる取組を心がけてきました。

それらの質問に対し、町の答弁内容はすぐに対応ができるもの、検討を要するもの、調査研究の必要があるものなど様々であり、すぐに実施され、日常生活における利便性や町民福祉の向上が図られた事案がある一方で、いまだ実施されたという、実感に至らない場合もあります。

そこで町議会議員の任期終盤を迎えるに当たり、自治体などの地域活動や町民の日常生活に関わりの深い内容について、町からの答弁がその後現在までにどのように検討し、取り組まれてきたのか、進捗状況について質問します。

1つ、地域の特徴を考慮した自治会活動の支援は。

2つ、農業従事者の高齢化が進む中、堰の管理など地域活動に対する町の支援は。

3つ、新庁舎の維持管理や、施設の利活用など運用は。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

山本議員の1つ目の、地域の特徴を考慮した自治会活動の支援、についてお答えをいたします。

コロナ禍以前は、各自治会の総会、夏祭り、文化祭など、様々な活動の現場に顔

を出しておりました。そして地域の方々と会話する中で、地域が抱える課題についてお話を伺う機会がありました。

その際には、自分が気づいたことや、他の自治会の事例など、お話をさせていただき、参考にさせていただきたい。としております。

現在はそして年4回開催される自治会長会議の場でそれぞれの取組について伺うとともに、意見交換会を行うことで課題解決の糸口を見出すようにしております。

また、担当課においては、近隣市町をはじめ、先進的な取組等について情報収集を行い、課題解決につながる情報を提供しております。

日常的な支援としては、週二、三件程度寄せられる自治会からの相談に個別対応をしております。

また、転入時に、自治会加入の案内をする際に、各自治会が作成したチラシを使って、それぞれの地域の特徴を伝えながら、加入促進に努めております。

今後も自治会の支援に当たっては、画一的になることなく、地域の実情に合った支援をしてまいります。

次に2つ目の農業従事者の高齢者化が進む中、堰の管理など地域活動に対する町の支援策は、についてお答えをいたします。

開成町内にある水路の堰の管理については、農業用水路として利用する農業従事者の方や生活用水としての利用のための関係地域の住民の方が管理を行っております。農業従事者や地域住民から、直接堰の維持や管理に対する相談、要望が開成町の関係課、開成町農業委員会や酒匂川右岸土地改良区に寄せられております。

自治会からは、毎年実施している自治会要望において、各自治会から水路の補修、しゅんせつ等、様々な要望の中で、堰の維持や管理に対する要望があります。

寄せられた相談や要望内容により、町は関係する団体と協力して、水路の水を利用する農業従事者や地域住民等と調整を行うなど、解決に向けた支援を行っております。

また、農業従事者や地域住民でできない施設のハード面は、町が現場を確認し、緊急性等を判断し、補修工事等を実施しております。

次に3つ目の御質問、新庁舎の維持管理や施設の利活用などの運用は、についてお答えをいたします。

新庁舎にかかる経費としては、電気設備、空調設備、衛生設備、消防設備等の保守点検費及び警備委託費に年約2,900万円を要しており、長期継続契約にて実施をしているところであります。

また各種設備の部品等の交換にかかるランニングコストについては、供用開始の令和2年度から10年間で約1億2,000万円を見込んでおりますが、日常の保守点検の結果を踏まえ、ランニングコストの経費削減に努めており、令和4年度においては約700万円の見込みに対して、保守点検の結果を踏まえ、約610万円の予算としたところであります。

そして、新庁舎については、オール電化ではありますが、その電気使用量の全体

として、令和2年度は24万4,415キロワットアワー、令和3年度は25万3,734キロワットアワーで、約3.8%が上昇いたしました。令和2年度については5月から供用しており、通常の年間による運用と比較いたしますと、実質的には約1.2%の上昇と考えております。

この上昇の要因といたしましては、新型コロナウイルス対策としての換気や令和3年10月執行の衆議院選挙などにより、電気使用量全体が増加したことによると考えております。

またZEBの認証に係る建物の諸エネルギー性能の指標で比較すると、新庁舎は同程度の建物で、標準的な仕様を採用して建築した場合のエネルギー消費性能に対して令和2年度は85.5%の削減、令和3年度は87.5%を削減することができ、省エネルギー性能としての削減率は2%上昇いたしました。

この削減は、新庁舎における省エネルギーの性能を最大限に発揮できるように、空調機器等の運用を改善した結果であります。

次に、新庁舎の利活用については、1階の町民プラザを、これまでに期日前投票所や税の申告相談会のほか、阿波踊り、オリンピックトーチ、開成南小学校児童作のジオラマの展示などで活用してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な活用ができてないところがあります。

また広く町民の方に、町民プラザを含めた新庁舎を知っていただく取組として、先月の環境フェアに合わせて庁舎見学会を開催いたしました。

このときは町民プラザとあわせて町民センターを会場として開成文化祭やサポセン祭りも同時の開催で、町民プラザを活用して多くの町民の皆様にご利用いただくことができました。

現在、新型コロナウイルス感染症の終息は見えてこない状況ではありますが、社会活動は正常化が進んでおり、今後もより一層、町民プラザの活用に向けて取り組んでまいります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長、では、許可します。どうぞ。

○町長（府川裕一）

年4回自治会長会議と申したようで、年7回の誤りであります。訂正をさせていただきます。申し訳ありません。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本研一議員、どうぞ。

○8番（山本研一）

ただいま具体的に答弁がありましたので再質問します。

地域の特徴を考慮した自治会活動の支援についてですが、町長は常日頃、元気なまちの原点は、活発な自治会活動だという話をされており、御自分でも自治会長を経験されて、地域の要となる自治会活動の重要性を述べられてきました。この点に

については私も全くその通りだと思っております。

しかし、現在の自治会は役員の成り手不足や加入率の減少など、様々な課題も浮き彫りになり、また本町は新たに移り住まれる方が多く、人口増加の顕著な駅周辺の南部地域と瀬戸屋敷に代表されるよう、開成町の歴史と伝統を継承して、あじさい農道や田園風景の残る北部地域があり、地域によって自治会の活動や課題も多岐にわたり、それぞれ違った内容であり、地域の特徴に合った自治会活動の支援は本町において大変重要な課題だと思っております。

答弁では、町長が行ってきたことを箇条的にお話しいたしましたが、コロナ禍での停滞は仕方がないとしても、各自治体の行事などに自ら参加され、そこで得た情報や取組、気づきなどを他の自治会に紹介するということは、地域住民の声を聞いたり、課題の吸い上げによいことだと思います。

そうした中、地域による課題の違いがよくお分かりだと思いますが、課題の違いの顕著な自治会としては、やはり南部と北部があるというふうに感じております。

町長は自治体や町民の声を聞く中で、南部と北部のそれぞれの一番の課題はどのように認識されてますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

まず、自治会の役員さんの話が今ちょっと出ましたけれども、この件についてもこれは北部から南部まで全て共通する課題でありまして、様々その解消に向けていろいろな理事長さん、OBの方とも意見交換しながら、昨年度ポスティングという、一番配りものが負担が大きいという話があった部分においては改めました、自治会長さんになって、また様々な充て職で委員になる部分が多かったという部分がありますので、それもできるだけ充て職の数を減らし、その部分は有識者という公募の形に変えて、自治会長さんの負担を減らす。

様々なこういうことをやりつつ、それでもまだまだ見つからない役員さんの地区はあるとは思いますが、町としても地域といろいろ協議をしながらそのような負担を減らしながら、役員さんになってもらえるように仕向けてというか、そのようなことに向けてきました。北部と南部の大きな違いというのは、やはり岡野の40世帯から、下島の1,000世帯を超える地域がありますので、それは地域のそれぞれの活動の仕方は変わっていてもこれはいいと思っています。さらに大事なものは、やはり人口が少ない、世帯が少ないところだから、町から自治会への交付をしておりますけれども、お金的に。それが今までやはり少ないところが少ないままであって、大きいところには大きな金額がいくという、そのバランスも途中に変えさせていただきました、実は。岡野のほうに、最低少ない世帯であっても最低限の活動が必要な部分は交付するという、下島のほうの大きいところは少し我慢をさせていただいて、会費等も多くいただけるということも分かっていますので、そういうふうなバランスも考えながら、北部と南部の自治会の支援については考えてきてお

ります。

そうはいつでも、実際、岡野、北部地域を含めて調整区域、農振地域ですけど、そういうところと市街化の開発してどんどん増える地域というのは、大分見た目にも違います。

私もよく岡野、金井島のほうに以前行ったときに話出るのは、やはり自分たちの土地なのに、なぜ土地利用が自由にできないのだというふうな御意見をいただいております。そうはいつでも、なかなか土地の規制がもうなっていますので、そういう意味において、北部のほうが固定資産税が安く済んでいますというふうな言い方で、いろいろ説明はしているのですが、なかなか難しい課題はあります。そのような課題があり、丁寧にいろいろな状況に聞かれたときに説明できるかというのは、すごく大事だと思っています。

一部、今度はみなみ地区が新しくできまして、全く新しい人たちの自治会を立ち上げると。大変な御苦勞があって、今、でき上がって、加入率も結構高いほうだと思います。自治会のやり方がやはりここは若い世代の人たちが多いので、スマホを使って情報のやり取りをするなり、今までと違う自治会の広報含めて、やり取りが進んでいる部分あります。そういう情報をやはり地域の自治会の中でいろいろ情報発信をしながら、できるところは取り入れている部分あるというふうな中で、これ年7回の自治会長会議の中で今はそうした情報交換ができるようになっておりますので、北部、南部の違いという言い方は以前にも言われたことありますけれども、できるだけその辺のバランスを取りながら、これからもやっていく必要があるというふうに考えています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

北部と南部、できるだけバランスを取るような方法でやってこられたということと、自治会の役員の方の負担の軽減ということも、現実的に配布物等で表れていますので、そういった面は自治会も評価しているのではないかと思います。

私が思っている、北部と南部の大きな違いは、やはり北部は高齢化が進み、なかなか新しい人が入る余地がないという状況の中で、後継者問題がかなりあるのかなと。

もう1つは、今の町長の答弁の中でみなみ地区、新しくできた自治会のほうは割と加入率がいいというような話もありましたけれど、下島なんかを見るとやはりかなり低い状況にあって、南部はどちらかというと、アパートなどが多いせいもあるかもしれませんが、加入率が低いという問題で、共助がなかなかうまく回らないというような、そういう課題もあるのではないかと思います。この辺について町長、いかがに考えておられますか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

確かに下島の加入率を見ると、そのような傾向ありますけども、新たにできたみなみ地区だと、また新しくできた割には加入率、ここはまた、地域の自治会活動の内容も活発化して、それぞれの多分どの地域にも、それぞれのよさを持った人たちがたくさんいられるのですが、なかなか見つけ出しにくいところが課題だと思います。そういう人たちを、いかに地域の人たちが見つけて、その地域の活動の中に取り込んで、その人たちの力を借りてやっていけば、もっともっと様々な新しい知恵、アイデアが出てくる。それが1つの源としてみなみ地区は私はあるのかなというふうに思いますので、岡野、金井島は、人の流入が少ないという部分、確かにあるのですけれども、その中で反対に、よさとしては、例えば消防団の第1分団は、岡野、金井島の部分において、必ず100%定員に達しているという。地域の中で、それぞれ分団員をちゃんと見つける仕組みというか、その辺のよさがあるわけですから、そういういいところはいいところできちんと伸ばして、足りない部分はほかの地区が見習って、どうしたらそのような仕組みできていくのかというふうなやり取りの中でやっていけば、それぞれなかなか全部課題が解決しにくい部分ありますけれども、そういう情報共有をきちんとしていくことがすごく大事なことだと思っています。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

答弁の中に、現在は自治会長会議、年7回とおっしゃっていましたが、意見交換を行い、課題解決の糸口を見出しているという答弁でした。

何人かの自治会長さんに伺いましたが、確かにそういう場があって、町長も参加されて、そういう話し合いもしているようですが、ただなかなか解決に至ったという満足感を得ているという状況じゃなかったというのが私の印象でした。

そういう中で、今の答弁聞いていてもそうなんですけど、本当になるほどなとは思いますが、なかなか実態につながらないというのがやはり現状ではないかと思えますし、自治会長、自治会の役員の方が考えている実感だというふうに思います。

そこで最近の自治会特有の問題、自治会長会議で出された最近の自治会特有の課題で、何か糸口を見出して解決されたような内容があれば、その具体例としてお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

詳細の話ですので私のほうからお話をさせていただきたいと思います。

直近で申し上げますと、実はある地区、当然地域ですから隣接する地域がござい

ます。そこでいわゆる稲刈りが終わった後、もみ殻を焼くという、開成町では古くから割と見かける光景ではあるんですが、やはり新しく住まわれた方からすると大変それが不満があるということで、その地域の自治会長さんが自治会長会議の中でその話題を投げられました。

これちょっと難しい話で、条例的には農家の方がもみ殻を燃やすというのは基本的には、ある程度までは許されている部分があるんだという話はしたわけですが、それでもやっぱり困っているよというお話の中で、自治会長さん同士でお話をされて、その隣接する自治会長さんがそのもみ殻を燃やしている方のところに直接行っていただきまして、こういうことで周りの方が困っているんだよというお話をしたところ、大分改善されてきて、もみ殻をすき込んでいくような形の中で処理できるじゃないかということで、そこら辺がちょっと2回の自治会長会議の中で問題提起と解決と2つお話がございまして、こういうお話ができるということが大変この会議すばらしいなと思いましたが、そういう場合我々があえて仲立ちをしなくてもそういう場を提供することで自治会長さん同士がそういう形で接点を設けていただいて、課題解決をしたということで、これもかなり直近の数週間前のお話ですけども成功した例もございまして、大小細かい部分で夏祭りのものの貸し借りだと、過去に行われたりしておりましたけれども、そういった形で間接的、あるいは直接的に我々も取り持つような形で、皆様の活動がうまくいきますようにこれからも御協力といいたいでしょうか、一緒にやってみりたいというふうに考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

大変いい話というか、地域の中の連携ということではよかったなと思います。やはり自治会長さんの一番の悩みというか、要望、意見というのは年1回の自治会要望なんかでも出てくるわけですし、私も過去の一般質問の中で、自治会要望についても伺ったことがありますけども、できないものはどうしてできないのだとか、いつやりますよというのは、明確にお答えをさせていただいて、自治会長が何かそこで挫折しちゃうような感じにならないように、ぜひ今後ともそういう面言えば、自治会の意向なり、要望は大切にしながら、もちろんできないことはできないでいいと思いますけども、よく説明をさせていただいて、とにかく前向きに今のお話のとおり、自治会長が積極的にいろいろな活動ができるような土壌をぜひ町としてつくっていただければと思いますので、そういう面でお願ひしたいと思います。

1つ、画一的な支援でなく、地域の実情に合った支援を用意しているという答弁もあったわけですが、画一的でない支援、個別の支援というのは具体的に言うとしたらどんな内容でしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど議員御発言ありましたように、やはり地域の課題の違いというのがございまして、先ほどで言うと、いわゆる北部と南部というお話で申し上げますと、簡単に言うと北部というのは世帯数が少なく、いわゆる役員の成り手が少ない。先ほど後継者というお話しされました。一方で、みなみ地区をはじめとします南部地域になると、世帯数はあるのですけれども、いわゆるこういった方がいるのかが分からないんだと、こういうようなお話がありまして、今、みなみ地区では、実はそれぞれの世帯の中、カードを作っております、例えばこういう分野得意ですよ、ですとか、こういうスポーツできますよというような1つカードを作られまして、直近の話題ですと、みなみ地区さんは、この町内駅伝、来週ですかね。ここからもう既に自治会としてチームを作ると。どうやってチームを作ったのかと聞きましたら、やはりそういうカードを作っていて、各世帯にどういう人がいるのか把握してるんだという話をお伺いしました。こういう話はいいお話なのですが、じゃあ全ての地域にこれをやりなさいとか、これはいいですよというふうに我々はお伝えはしません。これが画一的ではないという1つのやり方。いわゆる北部であれば、そんなこと言われなくても分かってるよという話になるのでしょうか。そういった形の中での御対応であるとか、やはりそれぞれ地域ごと抱えている課題が違いますから、答弁にもありましたように、今でも週二、三件程度、大きいものから小さいものまで、最近ですと例えば、どんど焼きついてどうなのみたいなお話ですとか、ほぼ毎日のように御相談ございますから。本当に聞く耳を持つといいでしょうか、親身になって聞くと。私どもの担当職員をはじめ、しっかりと課全体で捉えるようにしてございますので、おおむね各自治会長さんからは、相談に乗ってくれてありがたいというような御意見を頂戴してまいりますので、こういったところをぜひ今後もしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

ありがとうございました。ぜひ今の話聞くと、どうも本当にうまくいってるような感じがしますが、実態がどうかというのも、もう少し調べてみたいと思いますが、ぜひ今の話はもう全くそのとおりだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に農業従事者の関係の話をさせていただきたいと思ひますが、自治会からは自治会要望で、水路の補修、しゅんせつなどの様々な要望があるということで最近では、堰に関して出された要望を町が対応して、修繕や改善工事などを実施した例があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

農業用水の関係の堰の関係ですので、私のほうからお答えします。

修繕等ではないのですが、堰の関係で御相談あったというところでは、1点、昨年ですが、下島のほうで堰を管理されてる方が高齢化ということで、なかなかもうできないよということを、農業委員会を通じて相談がありました。後継者、ほかの方が、できる方がいらっしゃらないかというような相談がありまして、そちらの方につきましては、地元の農業委員さんと産業振興課で、下流域で耕作をしている人等にお話をさせていただき、また、その方の耕作地も、次の方が耕作をしているという中でお話をさせていただいて、堰の管理を誰がやるかというところの、継続的なもののお話をさせていただいて、解決をしているという実例があります。

ちょっと修繕等につきましては、産業振興課では実例はありませんけども、そういう形の中で、堰のほうの関係で御相談があった内容の対応をしております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

なぜちょっと具体例を伺ったかというのと、答弁の終わりに、農業従事者や地域住民ではできない、施設のハード面は町が現場を確認して、緊急性等を判断して補修工事を実施しているという答弁がありました。話を聞くと、もっともらしいことなのですが、私はちょっと心配したのは、多くの要望が、緊急性がないということで行われていないのではないかと。もし緊急性がないと判断されたならば、どうして緊急性がなくて、どうすればその地域の方が安心して堰の管理ができるか、こういうことはやはり町のほうでしっかり話をしてもらいたいし、調整をしてもらって、できる限り町でもやれることについてはやってほしいなという思いで聞いたのですが、その辺のお考えはいかがですか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

街づくり推進課、柏木です。

ただいまの議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

当然ながら、堰等につきましては、この頃の大雨に関して、溢水をするというところの状況等もあるかと思っております。町民の方の安心・安全には、しっかりと対応していくことが基本だとは思っておりますが、やはり水門等を水路についても、順位をつけながら定期的に改修をしていきたいと考えておりますので、その部分も含めながら御回答をさせていただいてると考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

今回、こういう質問をさせていただくに当たって、町内の堰を何箇所か見て回ったのですが、そのときに目についたのは、堰のそばにある水路のひどい繁茂状態の草の繁茂でした。きれいなまちづくりというのは、こうした水路などの草も、しっかり刈ってあって、きれいな水が流れている。こういう状態ではないかと思えます。

クリーンデーとか、地域のボランティアの方々も大変協力的によく努力を、地域をきれいにしようという努力をしてくれてると思えますけども、地域ではできないような、地域でやることに限界もあると思えます。町でもその辺はしっかり予算を確保して実施することが必要だと思いますけども、町長いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

クリーンデーで、本当に地域の皆さんが様々な河川も含めて、清掃活動、草刈りをやっただけの部分があります。そういった中で、先日も来年度予算の関係で、現場を見させていただきました。宮台のところでしたけれども、これはしゅんせつして、草がもう本当に背丈ぐらいあるような水路がありました。これはさすがに地域の人をお願いするのは無理だなというので、来年度予算化はきちんとしております。

一つ一つ現場を見ながら、やはりできることできないことがありますので、そういう点については、きちんと町の責任として、地域の人に全部お願いするわけではなくて、やれることはきちんと予算化しながらやっていくというふうな形にこれからも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

今、いみじくも宮台のそういうところを御覧になったと言っていましたけど、多分担当課はあちこち回って、実情をよくつかんでおられると思えます。そうしたところから出てきた予算については、限られた予算でいろいろ大変だとは思いますが、やはりきれいなまちづくりの一環、あるいは安全・安心にも関わることなので、現場からの声はしっかり聞いていただいて、対応いただけるような予算編成をぜひお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それは。ありがとうございます。

では次に新庁舎の維持管理や施設の利活用等について伺います。この質問については、昨日、同僚議員がされた内容に共通していますので、既に回答されてるものについてはダブらないように気をつけたいと思えますけども。

新庁舎にかかる費用については、数字でいろいろお示しをいただきまして、よく

分かりました。保守点検なども計画的に対応されているということで、ZEB認証を受けて、省エネに関しては、大幅なエネルギーの削減ができたということも世界の中で地球温暖化防止、脱炭素に取り組んでいる中で、大変よいことだと思います。しかし、昨日の同僚議員の質問の中で省エネをこれだけやっても、維持費が従来の3倍という話がありましたけども、この状況を町長はどのように考えて、3倍というのは想定内だったのでしょうか。ちょっと見解をお聞かせいただきたいと思ます。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

以前と比較されてもちょっと困る部分は、規模がまず延べ床面積も含めて違うということもありますので、単純に、以前は旧庁舎のときは、この程度のエネルギーとか、維持管理でしたけども、今回は増えたというふうな形では、ちょっと誤解が生じると思うのですけども、やはりそれなりの規模になる部分においては、維持管理も含めて、さらに含めて長期的な視点で考えると、造るときに100年建築という話をさせていましたけども、維持管理を定期的いきちんとやっていかないと、長期的に使用することはなかなか難しいと思うので、そういうのも含めてきちんと定期的に維持管理に予算を組んで、これを長く使えるような施設という考え方の中で設計をしておりますし、その中の金額だと認識をしております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

今、答弁の中にも規模が大きくなったという話もありましたけども、新庁舎が開庁したにもかかわらず、コロナの感染拡大でなかなか町民の方が新庁舎に来る機会がなかったという状況が当初ありました。

しかし、現在は政府の方針もあって、感染対策はしっかり行いながら、ウィズコロナということで、経済活動や、日常活動をできるだけ元に戻していこうという動きの中、町民の皆さんも新庁舎に、この間、イベントもあったりして来る機会が増えたと思います。

そのような中で、多くの方から聞こえてくるのが、何であんなに広いフロアが必要なのか、無駄だし、受付に行くのが遠くて大変だっていう声が、いろいろなところから聞こえてきました。多くの町民の中での声ですので、町長の耳にも入っていると思ますけども、そこで同僚議員の質問でも、コロナの感染拡大で、当初、町長が考えているとおりに運用ができないということもあるかもしれませんけども、そもそも町民プラザというスペースは、休日を中心に活用を想定していたのか、そうだとすると、使用頻度が限られた、稼働率の低いスペースということになりますし、平日も活用となれば、その奥で職員の方が仕事をしているわけで、あるいはカ

ウンターで町民の方が相談している、背中越しに集いが行われているという、大変落ち着かないような状況が想定されるわけですが、そもそもあの町民プラザは町長はどのような有効活用しようということでお考えになったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

やはり以前の役場庁舎は相当狭く、ぎゅうぎゅう詰めの中でやっていたという、これは誰もが認めていただけたと思うのですが、それがあれだけ広くなったということで、一部無駄だという声は私も聞いておりますけれども、そうではなくて、もっとやはり場所的にも、開成町の中心にある新しい役場が、皆さんが北部の人も南部の人も、それぞれ役場を中心として交流をしていただける拠点となるような役場という意味も含めて町民プラザをゆったりと、そこに様々な憩いの場としてもいられる場所でもあるし、様々な扱いができるようなイベント、土日だけを考えると造っていない、平日から言っておられるとおり、役場に来ていただいて過ごしていただく場所という認識の中で町民プラザは、あのスペースを設計させていただきました。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

町長のお考えはよく分かりましたけども、奥で職員の方が一生懸命仕事されている、その手前で町民の人が集ったり、話をしたりというのが本当に現実的なものかなというのはちょっといろいろな声がありますので、その辺については私もどうかなと思いますけども。とにかくできてしまったものはもう有効活用するしかないと思うので、ぜひ昨日の同僚議員の質問にもありましたように、有効活用を一生懸命考えていただいて、できた施設が有効に活用できるよう、ぜひお願いしたいと思います。

一般質問における答弁、町の回答は、私に限らず、質問や要望に前向きに対応するという内容が多く、中長期的に検討しなければならない内容を除き多くの質問者は答弁に理解を示しているわけです。

しかし、何年か経って、その状況を確認すると、必ずしも答弁どおりになっていないこともあり、今回の質問もそういう思いでさせていただきました。

答弁で、町長がやるという回答をしたり、前向きな方向を示されたことは確実に行うことがリーダーの役割だと私は認識しております。

町長は既に任期満了で退任の意思を示されていますが、昨日の答弁でも、あと5か月ありますという発言もされています。残り5か月間、私の発言に限らず、町民の意見や要望に町長が答弁された内容で、成果のまだ十分表れてない事象につい

ては、忙しい役場の職員に指示するのではなく自ら年度末を迎え、ますます忙しくなる役場の職員に指示するのではなく、町長自ら全力で取り組んでいただくよう期待し、お願いして私の質問を終わります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

これで8番、山本研一議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を10時45分とします。

午前10時29分

○議長（吉田敏郎）

再開します。

午前10時45分

○議長（吉田敏郎）

日程第2 南足柄市外二ヶ町組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

南足柄市外二ヶ町組合議会議員に遠藤保さん、星野俊幸さん、井上茂也さん、辻村昌美さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した遠藤保さん、星野俊幸さん、井上茂也さん、辻村昌美さんを南足柄市外二ヶ町組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認め、遠藤保さん、星野俊幸さん、井上茂也さん、辻村昌美さんが南足柄市外二ヶ町組合議会議員に当選されました。

日程第3 南足柄市外四ヶ市町組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

御異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

南足柄市外四ヶ市町組合議会議員に、杉山博さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した杉山博さんを南足柄市外四ヶ市町組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

御異議なしと認め、杉山博さんが南足柄市外四ヶ市町組合議会議員に当選されました。

日程第4 同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(府川裕一)

教育委員会委員のうち、一人の任期が令和4年12月20日をもって満了となるため、引き続き同人を再任したいので提案いたします。

今回、3期目として引き続き任命したい村岡謙治さんは、高潔な人柄はもとより、教職員として長年にわたり教科指導や教育指導に携わり、豊富な経験と教育への強い意欲をお持ちです。また、在職中は南足柄市教育委員会において教育部総務指導課長兼指導主事を歴任しており、教育行政にも通じております。教育委員会会議等の場面では、御自身の知識、経験を踏まえた視点からの確かな御発言をいただくことなど、教育委員会委員として適任と考え再任をお願いするものです。任期は、令和8年12月20日までの4年です。

参考までに略歴を添付しておりますので、御参照ください。よろしく願いいたします。

○議長(吉田敏郎)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

討論がないようですので、採決を行います。

同意第4号 教育委員会委員の任命について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反

対の方は反対ボタンを押してください。押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (吉田敏郎)

採決の結果、賛成全員によって同意しました。

日程第5 同意第5号 監査委員の選任についてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長 (府川裕一)

提案理由。見識を有する者のうちから選任されている監査委員の任期が令和5年2月20日をもって満了になるため、引き続き同人を再任したいので提案いたします。

なお、今回、2期目として再任したい田中章さんは、人格も高潔で地方公共団体の財務や事業関係について精通され、行政運営に関し優れた見識をお持ちであります。また、社会福祉事業団や医療法人の監事をお務めになられていることから会計部門にも精通されており、監査委員に適任と考えますので再任をお願いするものです。なお、任期は令和9年2月20日までの4年です。

参考までに略歴を添付しておりますので、御参照ください。よろしく願いいたします。

○議長 (吉田敏郎)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

(「なし」という者多数)

○議長 (吉田敏郎)

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長 (吉田敏郎)

討論がないようですので、採決を行います。

同意第5号 監査委員の選任について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (吉田敏郎)

採決の結果、賛成全員によって同意しました。

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長 (府川裕一)

提案理由。人権擁護委員のうち、一人の任期が令和5年3月31日をもって満了となるため、その後任者として引き続き同人を法務大臣へ推薦したいので、議会の意見を求めます。

なお、今回、推薦したい小野弘之さんは、令和2年から人権擁護委員として人権啓発活動や相談活動等に従事されております。また、中学校教諭としても勤務され、社会の実情に通じ、教育者として中立・公平さを兼ね備えておられ、熱意を持った積極的な活動を実践されてきました。子育てや教育の人権問題にも関心があり、人格、識見も高く、再任が適切と考え提案するものです。任期は、令和8年3月31日までの3年間です。

参考までに略歴を添付しておりますので、御参照ください。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって推薦者を適任と認めることに決定いたしました。

日程第7 議案第49号 開成町まち・ひと・しごと創生基金条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。まち・ひと・しごと創生法第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る施策に要する経費の財源として、資金を積み立て、適正に管理し、及び運用するため基金を設置したいので、開成町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それでは、条例案の御説明に先立ちまして、条例制定の背景等について御説明をさせていただきますと思います。

2016年、平成28年に地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税制度が創設をされてございます。これは、国が認定しました地方公共団体の地方創生の取組に対し企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除をする制度でございます。また、2020年、令和2年の税制改正により、寄附額の税額軽減が約9割に増加をしたことから、その市場規模は拡大をしているところでございます。

開成町においては、当該寄附を受け入れるための地域再生計画が令和4年3月に認定をされてございます。そこで、地方創生の取組の原資として当該制度を最大限かつ計画的に活用するため、基金を設置するものでございます。

それでは、条例案の御説明をさせていただきます。

開成町条例第 号。

開成町まち・ひと・しごと創生基金条例。

第1条、設置の目的でございます。市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実かつ円滑に推進するための基金設置を規定するものとなっております。

第2条、積立てでございます。基金に積み立てる金額につきましては、一般会計の歳入歳出予算に定める額とする旨の規定でございます。

第3条、管理でございます。本条例の目的を踏まえ寄附金を適正に管理するため、基金に属する現金を最も確実で有利な方法で保管すること、あるいは必要に応じて有価証券に代えることができる規定でございます。

第4条、運用益金の処理でございます。基金から生ずる収益についての規定でございます。基金運用収益は一般会計に計上し、基金に繰り入れる旨の規定となっております。

第5条、処分でございます。第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる旨の規定でございます。

第6条、その他でございます。条例の施行について、必要な事項を別に定めることを規定するものでございます。

最後に、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第49号 開成町まち・ひと・しごと創生基金条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ごさいませぬすね。それでは、採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長(吉田敏郎)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第8 議案第50号 開成町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長(府川裕一)

提案理由。個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に直接適用されることに伴い、同法において条例に委任された事項等を定める必要があるので、開成町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉田敏郎)

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長(中戸川進二)

それでは、議案第50号について御説明をさせていただきます。

まず、今回の条例制定の趣旨について御説明いたします。

情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、個人情報保護とデータ流通の両立が求められていることなどから、令和3年に成立しましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、個人情報の保護に関する法律が改正されてございます。この法改正によりまして、個人情報の保護に関する法律が国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等の全てに適用される全国的な共通ルールとなったことから、法律の施行に関し必要な事項を条例で定めるため、開成町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定を提案するものでございます。

それでは、2ページを御覧ください。条例案でございます。

開成町条例第 号。

開成町個人情報の保護に関する法律施行条例。

第1条は、本条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、本条例において使用する用語の定義を定めるものでございます。

第3条は、個人情報取扱事務登録簿の作成に関する規定でございます。改正個人情報保護法では、本人の数が1,000人以上などの一定の要件を満たすものにつきまして、個人情報ファイル簿の作成を義務づけてございますが、保有個人情報の内容及び所在を幅広く把握できるようにしておくことが個人情報の適正管理等に資

するものと判断いたしまして、本人の数等にかかわらず個人情報取扱事務登録簿を作成する旨を定めるものでございます。

3 ページにお進みください。

第4条は、開示請求書の記載事項を規則に委任する旨を定めるものでございます。

第5条は、開示決定等の期限について、請求者側から見て制度が後退することのないよう現行の個人情報保護条例と同様の期間とするため、法律の読替規定を設けるものでございます。

具体的には、法律では開示決定等は30日以内、事務処理上の困難等の理由があるときの期限の延長を30日以内としてございますが、現行条例と同じ期間となるよう開示決定等を14日以内とし、30日以内の延長により延長後は44日以内と、それぞれ読み替えるものでございます。

第6条第1項は、開示請求手数料を定めるものでございます。個人情報の保護は基本的人権を擁護する上で重要な意義を有するものであり、行政の責務であるといった観点から、これまでも手数料を徴収していないことを踏まえまして、法制度への移行後も開示請求手数料は無料とする旨を規定するものでございます。

続いて、第2項は、写しの交付、郵送料等につきましてもは実費負担とする旨を規定するものでございます。

第7条は訂正請求書の記載事項を、第8条は利用停止請求書の記載事項を、それぞれ規則に委任する旨を定めるものでございます。

第9条は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが必要な場合に、開成町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる旨を規定するものでございます。

附則でございます。第1項は、この条例の施行期日を定めるもので、改正個人情報保護法の地方公共団体への適用日である令和5年4月1日を施行日と定めるものでございます。

4 ページにお進みください。

第2項は、これまで本町の個人情報保護制度について定めておりました開成町個人情報保護条例を廃止する規定でございます。

第3項から第10項までは、開成町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を定めるものでございまして、第3項は、職員等が職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務に関する経過措置を。

第4項は、受託事務の従事者が受託事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務に関する経過措置を。第5項は、個人情報保護条例の廃止前になされた開示請求等に関する経過措置を。第6項は、個人の秘密に関する事項が記録された公文書を提供した場合の罰則に関する経過措置を。

第7項は公文書に記録された個人情報を不正目的で提供した場合の罰則に関する

経過措置を、第8項は第6項及び第7項の罰則が町の区域外にも適用される旨を、第9項は個人情報保護審査会委員の守秘義務に関する経過措置を、第10項は旧条例の違反行為等に関する罰則に関する経過措置を、それぞれ設けるものでございます。

5ページにお進みください。

第11項は、開成町個人情報保護条例の廃止を受け、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の第1条及び別表の規定中、「個人情報保護審査会委員」の字句を削るものでございます。

第12項から第17項までは、個人情報保護法の直接適用により影響が生じる他の条例について、所要の改正を行うものでございます。第12項は開成町グリーンリサイクルセンター条例の第21条の規定を、6ページにお進みいただき、第13項は開成町福祉会館条例第12条第2項の規定を。

7ページにかけての記載となりますが、第14項は開成町自転車等駐車場条例第10条及び第20条第2項の規定を、第15項は開成町地域集会施設条例第15条第2項の規定を、8ページにかけての記載となりますが、第16項は開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第23条第2項の規定を、第17項は、あしがり郷瀬戸屋敷の設置及び管理に関する条例第22条第2項の規定を、それぞれ改正するものでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第50号 開成町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第9 議案第51号 開成町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。情報公開制度における審査請求並びに個人情報保護制度における審査請求、及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議を行う附属機関として、開成町情報公開・個人情報保護審査会を設置したいので、開成町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは、議案第51号について御説明をさせていただきます。

まず、今回の条例制定の趣旨について御説明いたします。

これまで、情報公開制度に関する審査会機能と審議会機能を有する附属機関といたしまして開成町情報公開審査会を、個人情報保護制度に関する審査会機能と審議会機能を有する附属機関といたしまして開成町個人情報保護審査会を、それぞれ設置し、運用をしております。今般の改正個人情報保護法の地方公共団体への直接適用が個人情報保護とデータ流通の両立を目的に行われたことにも表れておりますが、情報公開と個人情報の保護の一体的な運用が必要不可欠な状況となっております。

また、従来から両審査会の委員につきましては同一人を選任し、実態として一体的な運用を図ってきたことなどから、両審査会を統合し効率的・効果的な運用を図る観点から、新たに開成町情報公開・個人情報保護審査会を設置するため条例制定を御提案するものでございます。

それでは、2ページを御覧ください。条例案でございます。

開成町条例第 号。

開成町情報公開・個人情報保護審査会条例。

第1条は、本条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条第1項は、開成町情報公開・個人情報保護審査会を設置する旨を規定するものでございます。

第2条第2項は、審査会の機能として、従前の開成町情報公開条例第16条第1項に相当する規定といたしまして、情報公開制度の運営に関する重要事項について、建議に関し規定するものでございます。

第3条は、本条例において使用する用語の定義を定めるものでございます。

第4条は審査会の所掌事項に関する規定で、第1号は情報公開制度における不服審査を、第2号は個人情報保護制度における不服審査を、第3号は個人情報の適正な取扱いの確保に関し諮問を受けた事項について、それぞれ調査審議する旨を定めるものでございます。

3ページにお進みください。

第5条は審査会の組織に関する規定、第6条は審査会の委員に関する規定、第7条は審査会の会長に関する規定で、従前の情報公開審査会や個人情報保護審査会と

同様の内容となっております。

第8条から次ページの第16条までは、審査会の調査審議、調査権限、審査請求における手続等に関し規定するものでございます。

4ページの下側までお進みください。

第17条は、審査会の運営に関する事項を規則に委任する旨を定めるものでございます。

第18条は、審査会の委員の守秘義務違反に関する罰則に関する規定を設けるものでございます。

5ページにお進みください。

附則です。第1項は、この条例の施行期日を令和5年4月1日と定めるものでございます。

第2項は開成町情報公開条例の一部を改正するもので、審査請求に関して規定する第15条の2の規定中、諮問先を開成町情報公開・個人情報保護審査会に改めた上で、第15条の2を第16条とするものでございます。

情報公開請求に関して規定する第16条の規定を削るものでございます。

6ページの下側、新旧対照表の下を御覧ください。

第3項から第6項までは開成町情報公開条例の一部改正に伴う経過措置を定めるもので、第3項は施行日に開成町情報公開審査会委員である者が情報公開・個人情報保護審査会委員に委嘱されたものとみなす旨の規定を、第4項は施行日前に開成町情報公開審査会に諮問された事項の取扱いに関する経過措置を、第5項は情報公開審査会委員の守秘義務に関する経過措置を、7ページにお進みいただき、第6項は罰則に関する経過措置を、それぞれ設けるものでございます。

第7項は開成町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を定めるもので、施行日前に開成町個人情報保護審査会に諮問された事項の取扱いに関する経過措置を設けるものでございます。

第8項は開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、第1条及び別表の規定中、「情報公開審査会委員」の字句を「情報公開・個人情報保護審査会委員」の字句に改めるものでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、それでは続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第51号 開成町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ごさいませぬすね。それでは、採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (吉田敏郎)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第10 議案第52号 開成町情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長 (府川裕一)

提案理由。個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に直接適用されることに伴い、同法が規定する不開示情報と本町の情報公開制度における非公開情報の整合性を確保する必要があるので、開成町情報公開条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長 (吉田敏郎)

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長 (中戸川進二)

それでは、議案第52号について御説明をさせていただきます。

本条例は、改正個人情報保護法の地方公共団体への直接適用に伴う情報公開制度における非公開情報の整理、公開決定等の期限について、初日不算入の原則に基づく規定内容への改正等の所要の改正を行うものでございませぬ。

2ページにお進みください。条例案でございませぬ。

開成町条例第 号。

開成町情報公開条例の一部を改正する条例。

開成町情報公開条例 (平成13年開成町条例第18号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

左側が改正後、右側が改正前でございませぬ。

第4条の改正は、公開請求の対象を明確にするため「公文書」の字句を加え、表現を見直すものでございませぬ。

第6条の改正は、公開請求の定義、請求者の定義を明確にするための改正でございませぬ。

第6条各号の改正は、改正個人情報保護法が規定する不開示情報と本町の情報公開制度における非公開情報の整合性を確保するための改正でございませぬ。

第1号の改正は、「記述」を「記述等」に改め、電磁的記録等を含むものである

ことを規定するものでございます。

3 ページにお進みください。

第1号ウの改正は、文末の「情報」を「部分」に改めるものでございます。

第2号の改正は、第2号本文の「競争上の地位、財産その他の正当な利益を害するおそれのあるもの」を第2号アとした上で、4 ページに記載のとおり、第2号イとして「公開しないとの条件で任意に提供されたもの」を追加するものでございます。

4 ページから5 ページにかけての記載となりますが、第4号の改正は、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として、第4号アにおいて国の安全が害されるおそれ等を、第4号イにおいて犯罪の防止等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれを、それぞれ追加し、従前の第4号アから第4号オに関しては、一部で字句を追加し、または削った上で、第4号ウから第4号キに繰り下げるものでございます。

改正前の第5号については改正後の第4号アに規定を移したことから、第6号については、改正個人情報保護法においては不開示情報として強要されないことであることから、それぞれを規定するものでございます。

第9条の改正は「当該公開情報」を「当該公開請求」に改めるもので、制定時の規定誤りを修正するものでございます。

第10条第1項の改正は、第6条で「公開請求」の略称規定を設けたことから、「公文書の」の字句を削るものでございます。

6 ページにお進みいただき、第10条第2項の改正は、第6条で「請求者」の略称規定を設けたことから、規定内容を整理するものでございます。

第11条第1項の改正は、公開決定等の期限について、個人情報保護制度と同様に初日不算入とし、「起算して15日以内」を「14日以内」に改めるものでございます。

第11条第2項の改正は、公開決定等の延長について、個人情報保護制度と同様に初日不算入とするとともに、第1項の期間の延長幅のみの規定とするため、「当該公開請求があった日から起算して45日を限度として当該期間を」を、「同項に規定する期間を30日以内に限り」に改めるものでございます。

新旧対照表の枠外、本条例の附則を御覧ください。第1項は、本条例の施行期日を令和5年4月1日と定めるものでございます。

第2項は、施行日前になされた公開請求に対する決定等の期限に関する経過措置を設けるものでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。
（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第52号 開成町情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第11 議案第53号 開成町議会議員及び開成町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられたことから、本町においても同様の改定を行うため、開成町議会議員及び開成町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは、議案第53号について御説明をさせていただきます。

まず、今回の条例改正の趣旨について御説明を申し上げます。

国では、人件費、物価の変動等を考慮し、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に国政選挙の公営単価の見直しを行うこととされてございます。本年は参議院議員通常選挙の年であることから、令和4年4月の公職選挙法施行令の改正により、最近における物価の変動及び令和元年10月施行の消費税増税などを踏まえて、選挙運動用自動車の使用等に係る公営単価の引上げ等が行われたところでございます。

本町におきましても、選挙公営の公営単価に関し国政選挙と同様の改正を行うため、条例改正を行うものでございます。

それでは、2ページの条例案を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町議会議員及び開成町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

開成町議会議員及び開成町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(令和2年開成町条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

左側が改正後、右側が改正前でございます。

2ページの最下部から3ページにかけて、第4条第2号アの改正は、選挙運動用自動車の借入に係る公営単価を1万5,800円から1万6,100円に改めるものでございます。

3ページ上部の第4条第2号イの改正は、選挙運動用自動車の燃料供給に係る公営単価を7,560円から7,700円に改めるものでございます。

3ページ下部の第8条の改正は、選挙運動用ビラの作成に係る公営単価を1枚当たり7円51銭から7円77銭に改めるものでございます。

次のページにお進みいただき、4ページ、第11条の改正は、選挙運動用ポスターの作成に係る公営単価に関し、印刷費について1枚当たり525円6銭から541円31銭に、企画費について31万500円を31万6,250円に、それぞれ改めるものでございます。

新旧対照表の枠外、本条例の附則を御覧ください。本条例の施行期日を条例の公布の日と定めるものでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(吉田敏郎)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

討論はないようですので、採決を行います。

議案第53号 開成町議会議員及び開成町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんね。それでは、採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長(吉田敏郎)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第12 議案第54号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長(府川裕一)

提案理由。人事院勧告及び神奈川県人事委員会の給与等に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の支給率を改定したいので、開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは、議案第54号について御説明をさせていただきます。

まず、今回の条例改正の概要について御説明をいたします。

本町におきましては、国家公務員の給与水準を踏まえた給与水準を確保することを基本に、これまでも人事院勧告と同様の給与改定を行っており、本年の給与勧告においても均衡の原則から人事院勧告どおりの給与改定を行うため、関係条例の一部改正案を御提案するものでございます。

本年の人事院勧告は、初任給及び若年層の俸給月額の引上げ、勤勉手当の月数の引上げを行うことを政府及び国会に勧告しており、政府は勧告どおりの給与改定の実施を閣議決定いたし、国会に改正給与法を提出してございます。

なお、改正給与法につきましては、本年11月11日に国会で成立し、同月18日に交付、施行されてございます。

それでは、2ページをお開きください。条例案でございます。

開成町条例第 号。

開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条は、開成町職員の給与に関する条例の一部改正、こちらは今年度分の改正でございます。

第1条、開成町職員の給与に関する条例（昭和39年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

17条の改正を御覧ください。第2項第1号の改正は、職員の勤勉手当の支給月数を定めております部分について、100分の95を100分の105に改めるものでございます。

次ページにまたがったの記載となっておりますが、第2項第2号の改正は、再任用職員の勤勉手当の支給月数を定めております部分について、100分の45を100分の50に改めるものでございます。

3ページから6ページにかけて、別表第1の改正でございます。一般職給料表を記載のとおり改めるものでございます。

6ページの下段を御覧ください。

第2条は、開成町職員の給与に関する条例の一部改正、こちらは次年度以降分の改正でございます。

第2条、開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

17条の改正でございます。令和5年度以降の勤勉手当の支給月数を、6月、12月に均等に配分するための改正でございます。

7ページにお進みください。

本条例の第1条におきまして100分の105としたものを100分の100に、100分の50としたものを100分の47.5に改正するものでございます。

条例案の7ページの中段を御覧ください。

第3条は、開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

第3条、開成町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年開成町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第4条の表において定めております給与月額について、第1号給のみ1,000円、引き上げるものでございます。

なお、現時点におきまして本給料表の適用を受ける職員はおりませんことを申し添えさせていただきます。

附則でございます。第1項は、この条例の規定のうち、第1条及び第3条は公布の日から、第2条は令和5年4月1日から施行する旨を定めるものでございます。

第2項は、改正後の給与月額について、令和4年4月1日から適用する旨を定めるものでございます。

第3項は、勤勉手当について、12月期ボーナスの基準日であります令和4年12月1日から適用する旨を定めるものでございます。

第4項は、給与月額の改正に関し、遡及適用を行った場合に、これまで支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす旨を定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

今回の改正につきましては、人事院勧告に沿った改正であるということは認識しておりますけれども、ちょっと確認したいことがあるのですけれども。これは正規職員の給与をベースにして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例というのがあるのですけれども、こちらの改正というのは今回はされないのか、お聞

かせください。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

御質問の答えとしては、今回の条例については、そちらについては改定は行っていないという状況でございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

なぜ、私、この質問をしたかといいますと、その条例と2つ同時期にやはり改正をするものなのかなと思っていたのですけれども、この辺は特に同時期に改正というのにはこだわらなくても問題はないのか、教えていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の給与単価等につきましては、一般職の給与に準じて行っているという実態がございます。こちらについては、令和5年度に必要な改正が、確認をいたしまして、必要な改正があれば改正を行っていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。

分かりましたというか、再度。この辺は同時期にしなくても、特に問題というところでは、そういうことは生じないという認識でよろしいですか。令和5年度の改正ということで、大丈夫なのですかね。その辺だけ確認を再度させてください。

○議長（吉田敏郎）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

道義上の問題は若干あるかなというふうには、正直、思いますが、制度上は問題はないと考えてございます。先ほど申し上げた令和5年に向けてというところがございますが、令和5年4月に適用できるように準備を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございますか。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、討論を行います。討論の方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第54号 開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第13 議案第55号 開成町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。開成町公共下水道事業の経費の健全化を図るため下水道使用料を改定したいので、開成町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

議案第55号 開成町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を制定することについて。

それでは、最初に概要について説明をさせていただきます。

まず、今回の改定に至るまでの経緯につきまして御説明をさせていただきます。

令和元年度に町長の諮問により、開成町下水道運営審議会会長より使用料の改定について、将来に向けた下水道事業の健全な経営維持と確実な施設整備を実施するため、改定率は15%以内、改定時期は令和3年4月1日で使用料改定を要するとの答申がされました。その後、新型コロナウイルスの蔓延などもあり、町民の生活の安定を最優先に考え改定を見送っておりましたが、経営の健全化を図るため今回の改定に至ったものです。

内容といたしましては、恒常的に汚水処理原価に対して下水道使用料単価が下回ることによる実質的な赤字経営状況の早期の改善と、一般会計からの財源補填である繰入金額の抑制を図るため、平均14.6%の値上げを行うものでございます。

それでは、2ページ目にお進みください。

開成町条例第 号。

開成町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例。

開成町公共下水道使用料条例（昭和63年開成町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

条例第4条関係の別表になりますが、上段の表に改正後、下段の表で改正前の内容を記載してございます。別表の下線で示す部分が改正しようとする内容となっております。基本料金、20立方メートルまでの部分が1,344円を1,544円に。

20立方メートルを超え40立方メートルまでの分、86円を98円に、40立方メートルを超え60立方メートルまでの分、101円を116円に、60立方メートルを超え100立方メートルまでの分、113円を129円に、100立方メートルを超え200立方メートルまでの分、131円を150円に、200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分、136円を156円に、1,000立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分、147円を169円に、2,000立方メートルを超え1万立方メートルまでの分、151円を173円に、1万立方メートルを超える分、156円を179円に改めるものでございます。

附則になります。附則、施行期日、第1項、この条例は令和5年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、第2項、この条例の施行の日前から継続して使用している公共下水道の使用で、施行日以後、初めて確定する使用料については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例によるとなっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

経営状況、赤字という中で厳しいことは分かっておりまして、2年間据え置いたということで致し方ないとは思っているのですが、この状況を今、神奈川県全体で見たときに、他の市町村と比較したときに、本町の使用料の単価の現状というのはどういう位置にあるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

武井議員の御質問にお答えをいたします。

経営状況につきましては、一般的に、経費回収率といった率で一般的に呼ばれております。これは使用料収入と汚水処理費、収入と実際に処理している経費、こう

いったところの率合いで一般的には示しております、開成町でいきますと、ちょうど神奈川県、神奈川県内の平均が、92.9%というのが神奈川県内の率合いになっております。平均になっております。そして、全国平均が83.8%、若干落ちますけれども83.8%。

そして、開成町の直近でいきますと、令和3年度決算でいきますと74.91%。こういった形で、平均よりも大分少ないと。県内の市町村の中では下から4番目といった状況でありまして、大変、経営上は苦しいといった状況下にあるというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

今、同僚議員の質問で、率合いについて、かなり厳しい状況にあるという数字ベースの答弁をいただいたところでございます。私からは、コロナの関係があつて2年間据え置かれたと。そして、今、この条例案が議案として提出された経緯等々、最初の御質問にあったわけなのですが、世界、ウクライナの状況等々があつて、物価の高騰が本当に。

心情的な視点からの質問ですが、町民からは、やはり、そういう状況下にあつて、なぜ、このときなのかと。コロナ、プラス、ウクライナという、この状況の中で、物価高騰がこれだけある中で、自治体によっては公共料金の据置き等々を逆に考えるような自治体もある中で、ここまで踏ん張ってきていて。

また、本町に転入される方は、「開成町は公共下水道料金が本当に安いよね」と言いながら転入等々をされている町民の声も多く聞く現状がある中で、今、このような御決断をされたのか、いま一重、その部分の。苦渋の決断ではあろうかと思いますが、いま一重、その辺についての御答弁、御説明をいただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

前田議員さんの御質問にお答えします。

まず、1点。この経済状況の中で、今般でいきますと10月値上げとか、そういったところでは、非常に物価の関係で高騰してきているといったところがございます。また、一方、そういったことを受けまして、水道料金であったり下水道使用料、こういったところの減免を、開成町としては、そういった直近の部分につきましては、9月、10月、11月、12月と4か月分、そういったところの基本料金を減免して住民の方にお応えしていこうといったところも一方ではございます。

ただ、全体的な経営を見ますと、2年前にそういった決断の中でやっていく内容のものが、現状を踏まえながら2年間、踏ん張ってきたと。先ほど議員さんも御理解を示していただいた部分がございます。

そういったところもありますけれども、全体的な経営、今後の一番大きなポイントといたしましては、流域下水道ということで最終処理を広域で実施をしている。その広域で実施をしている流域の設備関係も、計画的に更新をしておりますけれども、今後、ますます経費が伸びていくといった試算も出ておりますので。これは、やはり受益者負担といったところは否めない部分ではないかなといったところもございまして、苦渋の決断ではございますけれども、来年の4月1日から改定をさせていただきたいというところでございます。

あと、ちょっと先ほど説明のところでも漏れましたけれども、来年の4月1日から値上げは施行するのですけれども、経過措置といたしまして、今現在も、下水道料金を支払っていただいている方については、来年の3月、4月使用料を5月に請求をしているのですけれども、それは現在の単価でいきましょうということで、実質値上げは7月請求分、5、6の使用料分から実際は値上げをします。4月1日以降というのは、転入された方とか、そういった途中で入った方については、もう4月1日から値上げ単価でやらせていただくというような工夫もしておりますので、ぜひとも御理解をいただきたいというところでございます。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

流域下水道の設備投資というお話もいただき、また、経過措置につきましても、今、答弁いただいたように、大変に町民に寄り添った形のもので行くと。5、6月分から、今現在、払っていただいている方は5、6月分からの値上げ、実質値上げとなるということ。

このように、町が町民に対して、この条例を制定して運用を開始したときに、このような形で、きめ細かい形に対応しているということを漏れなく町内外にお示しするような形で、開成町は寄り添っているんだということをしっかり打ち出させていただいて、町民が、また新たに転入される方が足止めにならないような形で、この条例に基づいた動きを町でしていただきたいということをお願いして終わります。

○8番（山本研一）

関連。

○議長（吉田敏郎）

今の前田議員に対する関連ですか。

○8番（山本研一）

はい。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員、どうぞ。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

今、同僚議員がお話しされた内容で、値上げの必要性というのは私もよく理解しているわけですが、今、ちょうど町民の皆さんの間の中で、どんな話が出ていますかというのをお話ししたいと思うのですが、1つは、皆さんも御存じのように、10月からいろいろな食料品を中心に相次ぐ物価の高騰、これがあります。

もう1つは、10月の「広報かいせい」に9月で決算認定した内容が掲載されています。ここに何と書かれているかというと、決算の報告として、「健全財政を維持しています」、あるいは「財政健全化判断比率も大変良好な状況で行われています」ということを示されている。これを見た人は、「開成町、全て財政については安心だな」という感じを印象として受けています。

それと、もう1つは、最近の地方紙の中で神奈川県建築コンクールで開成町の役場が最優秀賞を受賞したという記事が出ていまして、これに対する町民の反響というのは、こんな賞を取るほどお金をかけたのか、税金をかけたのか、町にはたくさんお金があるのか、こんな印象を持たれているのが現実です。

こうした日用品の値上げ、そして健全な財政をしていますよという報道をしたばかり、そして受賞したと。こんなのが続いている中で、幾ら必要性があるといっても、なかなか町民の感情として、さっき同僚議員も言っていましたけれども、感情論として納得がなかなかしにくいのが現状だと思います。そういう意味では、ぜひ、きめ細かく、どうしても値上げしなくてはいけないのだということが誰一人取り残さずに理解していただけるような展開をしっかりとしてもらいたいと思うのですが、町長、いかがですか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

町民感情、皆さんからいけば、なぜ、この時期にというのは私も理解はしています。しかし、答申を受け、答申の審議会の中でも水道事業の財政的な問題、今後の予想、予測を含めて、こういう値上げの答申がなされて、それを2年間延ばしてきたという中で、やはり、これは誰かが、いつやるかを決断しなくてはならないと私は思っています。私も、来年の4月で辞めると表明した以上は、これは次に先送りするわけにはいかないなど。それは、私の責任の中で、批判を受けながらであってもやると。今、言われたように、丁寧な説明はきちんとさせていただくようにしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

丁寧な説明ということが最後に出たので、もう、ぜひ、そうしていただきたいのですが、ちょっと気になったのは指示していきたくいと。指示していきたくいではなくて、こういう重要なことは町長自ら一生懸命、町民の皆さんに説明すべきことだと思いますので、ぜひ、そうしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

町長自ら個別に、この分野のこの事業だけを説明する機会というのは、なかなか難しい。まちづくり集会とか、そういうときがあればいいのですが。なかなか直接はないので、やはり町の広報。また、議員の皆さんもぜひ御理解をいただいて、皆さん方に、町のこういう現状の中で、ぜひ御理解をいただけるような説明をしていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

確かに、現実論からいったら、町長が自ら1軒1軒回って話をするというのはできないことですし、難しいと思います。ただ、気持ちとして、そういう気持ちを持って、ぜひ町民の皆さんの御理解をいただけるような動きというか気持ちでやっていただきたいとお願いして。

私、これは決して反対しているわけではないのですよ。必要性は、よく感じています。ただ、町民の皆さんが本当に納得してくれるように、そういう方向で持って行っていただけないと、結構、いろいろな苦情が出てしまうなという、今、時期だよということは重々承知の上で、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

1点だけ、確認させてください。先ほど、現状、経費回収率というお話がありましたけれども、今回のこの改定によってどの程度の健全化が見込まれるのか、お聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

今回の改定を想定いたしまして推計いたしますと、経費回収率は現在の74.9

1%から83%に改善すると。ただ、この83%というのは、先ほども述べさせていただきましたけれども、ちょうど全国平均が83.8%になりますので、ようやく全国平均に乗るベースといったところで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第55号 開成町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩といたします。再開を13時30分とします。

午後0時02分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午後1時30分

○議長（吉田敏郎）

日程第14 議案第56号 開成町消防団条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

防災安全課長、どうぞ。

○防災安全課長（小玉直樹）

すみません。議案の説明に入る前に、1か所、御訂正をお願いしたいと思います。

まず、1ページ目、議案第56号の提案理由の2行目でございます。「開成町消防団員条例」となっておりますが、大変申し訳ございません、この「員」の字は削除ということで、「消防団条例」をお願いしたいと思います。

同じく、2番目の条例案のほうについても、タイトルが「消防団員条例」となっております。また、下のところも同じく「団員条例」となっておりますので、この2か所の「員」の字を削除させていただきたいと思います。

直前の修正で申し訳ございません。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

皆さん、確認、よろしいでしょうか。

それでは、改めまして提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。地域防災力の中核を担う消防団の組織体制の充実強化を図るため、消防団員の資格要件を見直したいので、開成町消防団条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、議案第56号 開成町消防団条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明させていただきます。

はじめに、今回の条例改正に至った経緯と概要につきまして御説明申し上げます。

消防団は、地域住民の生命や財産を守るため日夜活動しており、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない存在でございます。しかし、全国的に消防団員は毎年減少してきており、本町においても、ここ数年はコロナ禍で募集活動が制限されたことなどにより、団員数は横ばいで推移してきております。

また、昨年12月に発生した住宅火災において、平日昼間の時間帯であったため消防団員の出動人員が28名と、全体の約3割ほどの出動率でございました。参考資料にも記載しておりますが、消防団員の多くが現在、町外勤務者であるため、平日の昼間に火災や大規模災害などが発生した場合には、すぐに出動できない状況となっております。

今回の改正は、このような現在の消防団の現状を背景に、消防団員の入団時の資格要件を変更することにより、昼夜問わず発生する可能性がある災害への動員力及び即時対応力を発揮し、消防団の充実強化に向けた安定的な団員確保に係る取組として改正するものでございます。

それでは、2ページ目の条例案を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町消防団条例の一部を改正する条例。

開成町消防団条例(昭和59年開成町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第4条第1項第1号の改正につきましては、町内居住に加え、消防団員となることができる者に「勤務する者」、在勤者を加えるとともに、年齢制限の上限45歳未満を撤廃するものでございます。

消防団員の10月1日現在の団員数は92名でございます。定数108名に対し、充足率は約85%となっております。また、消防団員の多くがサラリーマン等の被雇用者であり、そのうち町外に勤務している団員が多いことから、町外居住者であっても町内に勤務する者であれば入団できるよう改めるものでございます。

年齢制限につきましては、これまで45歳未満という上限を設けておりましたが、平均寿命や健康寿命の延伸に伴い、40歳代半ば以降の年齢であっても健康的な身体を保持している町民も相当数いると思われること、また、子育てなどが一段落した世代の方にも入団できるよう年齢制限の上限を撤廃するものでございます。

第5条第1項第1号のルビの削除につきましては、従来はルビを打つ必要があった漢字でありましたが、「鋼」の漢字が常用漢字に加えられたため、ルビは不要となり漢字のみの表記に改めるものでございます。

第6条第2項第2号の開成町外に転出したときは、その身分を失うとなっているものを削除するものでございます。こちらにつきましては、町内在住の消防団員が町外に転出した場合でも引き続き消防団員として活動できるよう、町外に転出したときの条項を削除するものでございます。

なお、第6条第2項第1号については、第2号削除により第6条第2項本文で規定するものに改めるものでございます。

附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行する旨を定めるものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

この条例改正案を作るに当たり、消防組織強化推進連絡協議会でも審議されたかと思うのですが、今回の条例改正の中で通学者が対象にはなっておりませんが、この辺り、どう審議され、どういう経緯で通学者を含めなかったのか、この辺りをお示しく下さい。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

参考資料に近隣2市4町の消防団入団資格要件というのがございます。その中で通学者というものは、小田原市が本年4月から条例改正をして新たに加わったものでございます。小田原市の場合は御存じのとおり大学等を有している形の中で、基本的には18歳以上ですけれども、高校を卒業して大学生または専門学生等で消防団に入団していただける方という話を伺っております。

もちろん18歳、4月生まれであれば高校3年生で1年間という形ではあるのですが、基本的に開成町の場合には大学等、高校以上の学校等は存在しておりませんので、そういった協議もありませんでした。という形の中で、通学する者は含めていないという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上議員。

○10番（井上慎司）

通学者が含まれなかった経緯は承知しました。ですが、機能別団員という枠組みもありますので、こういった機能別団員として、例えば、吉田島高校の3年生で18歳を迎えられた方に広報活動の一翼を担ってもらう、これは短い期間であっても取り組まれた高校生にとっても人生経験の中で大きな糧になるかと思えますし、文命中学校の生徒が防災訓練に参加されているときに一緒に参加して取り組んでもらう、そういう活動もできるのかなと思えますので、通学者に関しては今後の検討課題として十分に調査研究を進めていただきたいと思えます。

別の質問なのですが、こちらの条例が承認され次年度から施行された場合なのですが、施行された後に町内の企業や事業者の皆様への周知という形で、こういう条例が始まったこと、また、積極的な協力をお願いしたいこと、こういった部分の周知はどのような流れで考えられているのか、お示してください。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

この条例が通りましたら、協議会で毎年作成しているのですが、募集チラシというのを新たな資格要件を加えた中で作成します。それを基に各事業所、町内の事業所等にお伺いをして、詳細な説明をしながら一人でも多くの団員獲得に向けて啓発していきたい、このように考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

ただいまの同僚議員の質問に付随する内容もあるかと思いますが、伺わせてください。条例の改正後、任用、第4条の（1）町内に移住または勤務するということで、年齢18歳以上の者ということで条例改正をしたいという議案でございますが、勤務するという中で、この条例が施行されて勤務されている方が消防団員になった場合の、その先の部分についても、多分、様々、検討なされる中でお話し合いが

持たれたと思うのですけれども、その辺の所属の足場となる分団等々はどのような考えでお考えか。

地域によっては勤務する企業が全然ない、14自治会の中でエリアを見渡しますと、ですから、かなり偏りがあって、勤務するという場所を見渡しても偏りがあるのではないかなということ懸念する部分があるのですが、そうなった場合、分団への配置という部分はどのようなお考えがあるのか、お伺いします。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

今、7つの分団があるという形の中で、1つの分団が2つの自治会、地区を持っている受持ち地区というのがあります。従来は、その地区の中から消防団員を選出していただいていたのですけれども、やはり団員の成り手不足等々の理由から、町内に居住であれば、どこの分団に入っても今はオーケーという形でございます。

実は、今回、この改正に至った中で、3つの分団が特に人数が少ないようなところがありますので、その分団を中心に企業にお話に行って、できれば補充して入団してもらいたいと考えておりますので、自分が持っている分団の受持ち地区に企業がなかったとしても、町内全域で考えて入ってもらう形ですので、その辺は訪問しながら説明しながら理解を得ていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

今、御答弁いただいた内容からしますと、かなり重層的な考え方で臨機応変にと受け取らせていただいたのですが、条例が出されたわけですので、その枝になるのかはあれですけど、運用ですとか運用の基準ですとか、それに準ずる何がしかのものを持って各事業所に回るべきではないかなということが1点ございますので、それをしっかり。条例の下に来る、そういう文章化したものもしっかり持った形で企業に回っていただきたいと。

それと、もう1点。大変素晴らしいお話で、女性の消防団が誕生している、たったお一人ということですので、せっかくの機会でございますので、企業を回られたときに、女性も今、うちの町では一人、誕生しているんだよということを強く、その辺もお訴えいただいて、募集チラシの中にもそれを盛り込んだ形で動いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

今、おっしゃられたことは重々承知しております。現在のチラシについても「女性消防団員募集」というチラシになっておりますので、それを踏まえた中で、女性

団員も含めた在勤者の入団促進というのは議員が言われるとおりに推進していきたい、このように考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。

先ほど御答弁で、7分団中3分団が特に消防団員が少ないという形のお伺いをいたしました。企業から、ぜひという形で消防団員に入っていただけというお声があった場合には、皆さんで取り合いにならないように、その辺の調整役を町でしっかりしていただいて、「いや、うちのほうに来てもらいたかった」とかというような、せっかくのスタートの時点ですので、その辺の混乱を招かないような形で町の采配をお取りいただくようお願いして終わります。

○議長（吉田敏郎）

ほかに。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

今の同僚議員と私も大体同じような質問になってしまうのですが、ちょっと細かいところになってしまうかもしれませんが、よろしくお願いします。

第4条の1号ですか、ここで改正後、団長が特に必要が認めた者はこの限りでないというあれがありますけど、ここに該当する方というのはどのような方を想定されているのか、お伺いします。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

なかなか、この想定というのは、今、年齢も上限撤廃とかして、在住または在勤、勤務する者という形になると、それ以外に何があるのだというのが正直なところではないかなと思うのですけれども。例えば、常備消防を経験していて退職をされて、ただ、町内在住でも町内在勤でもない方が、例えば開成町の消防団に入りたい、ぜひ開成町の地域のために役に立ちたいといったような場合なども1つ考えられるのかなと思います。

それと、あと、もう1つは、ここの任命要件のところでもう1つ、町外に転出したときということで、先ほど町内の在住者が町外に転出しても団員が引き続き活動ができるようにというお話もさせていただいたと思うのですが、その方が在勤でなくて町内在住で勤務は町外だよ、ただ、町外に転出したよといった場合には、この任命要件には当てはまらないのですけれども、分団の中で勤務成績が良好ですとか、主導的な立場でいる方ですとか、しっかりと団員の指導ができる消防団員と

して必要な方であれば、そういった方も引き続き団員として活動していただけないのも想定した中で、「この限りではない」という文言、条文については残しているところがございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。

あと、1点ですけれども、企業さんとのお話というところもありましたけれども、今回、昼間の有事の際の対応というところもございますけれども、企業さんと基本的に勤務中でも出動できるようなという、そういうお話をされていくということでよろしいですか。確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

はい、お答えします。

実は、そこが、実は消防団の幹部会議で検討を重ねてきたのですけれども、一番大事なところで、在勤者、入ってもらったけど、勤務しているときに昼間の例えば火災で出動できなければ意味がないんじゃないのというのが、まず1点ありました。

それと、入団するには、例えば、町外の方で、しっかりと定期的な訓練とか点検にも参加できる方、それと、できる限り開成町に隣接して居住している方というのを、企業を訪問した際に、しっかりと丁寧に説明しながら入団促進を図っていただきたいという消防団幹部の中での意見がありましたので、その辺も踏まえた中で、企業にお伺いして説明する際には、丁寧な説明を心がけて、しっかりとした方に入団していただけるよう啓発していきたいと考えております。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

10番、井上慎司議員。反対ですか、賛成ですか。

○10番（井上慎司）

賛成です。

10番、井上慎司です。

開成町消防団条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例改正で一気に団員不足解消とはいかないと思いますが、町内の事業所で働く町外在住の方を本町の消防団員として受け入れることが可能となるということは、消防団員の不足を補う一手として大変有効であると受け止めています。これまでは、団員が町外に転居してしまうと自動的に団員の資格を失ってしまいましたが、本条例改正後では団員の流出を防ぐこともできます。

また、これまで平日、日中の火災では町外に出勤していて出勤できない団員も多くなりましたが、町内在勤の方が広く加わっていただき日中の開成町を守っていただければ、町民のより大きな安心感にもつながります。

また、町内事業所との防災意識の共有も図れ、今後、起こり得る様々な災害時においても、これまで以上の官民連携が期待でき、交流人口の増加や地域防災全体の強化という観点で見ても有効であることから賛成いたします。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

ほかに討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第56号 開成町消防団条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ごさいませぬです。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第15 議案第57号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

予算書の説明を順次、担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

それでは、議案第57号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第7号）について御説明させていただきます。

資料の3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入になります。14款国庫支出金、1項国庫負担金から18款繰入金、1項基金繰入金までの補正額の計1億4,234万4,000円です。

次に、4ページを御覧ください。

歳出になります。1款議会費、1項議会費から一番下の13款予備費、1項予備費までの補正額、ページは5ページに移ります、補正額の計1億4,234万4,000円です。歳入歳出ともに1億4,234万4,000円を増額補正いたしま

して、合計額は74億2,160万9,000円とするものでございます。

次に、6ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費です。今回は2件ございます。上段から、2款総務費、1項総務管理費、事業名、戸籍システム管理費、金額、455万8,000円です。その下、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、福祉会館管理費、金額、929万8,000円。合計額、1,385万6,000円です。

続いて、その下、第3表、債務負担行為補正です。1、追加、2件ございます。上段から、事項、開成幼稚園給食調理業務委託料、期間、令和4年度から令和7年度まで、限度額、4,659万6,000円。次に、事項、福祉会館用地借地料、期間、令和5年度から令和24年度まで、限度額、1億5,869万2,000円です。

次に、2、変更です。こちらも2件ございます。上段から、事項、LGWAN系ドメインサーバ等機器賃借料、期間については変更ございません。限度額について、補正前、1,352万8,000円、補正後、1,454万9,000円となります。次に、事項、基幹系二要素認証サーバ等機器賃借料、期間については変更ございません。限度額について、補正前、863万円、補正後、928万2,000円となります。

それでは、補正予算の詳細を歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。資料10ページを御覧ください。

2、歳入です。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、歳入になります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節障害者介護給付費等負担金、説明欄、障害者自立支援給付費負担金、785万2,000円の増額です。歳出で御説明する自立支援給付関係費に充てられます。補助率は2分の1です。

3節児童福祉費負担金、説明欄、障害児通所給付費負担金、1,093万5,000円の増額です。こちらも自立支援給付関係費に充てられます。補助率は2分の1です。

○参事兼子育て健康課長（小宮好徳）

続きまして、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金でございます。説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、3,938万4,000円の増額でございます。こちらは、ワクチン接種に対する費用について、国庫負担金で措置するものでございます。補助率は10分の10でございます。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

次に、2項国庫補助金です。1目総務費国庫補助金、説明欄、個人番号カード交付事業費補助金、365万9,000円の増額です。歳出側で説明いたします個人番号カード交付事務費に充てられる補助金で、補助率は10分の10です。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

同じく、12節地方創生推進交付金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、4,521万8,000円。こちらは、歳出で御説明いたします公共交通対策関係事業及び口座振替Web申込システム導入業務に充当するものです。

○参事兼子育て健康課長（小宮好徳）

その下、4目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金でございます。説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、841万4,000円のこちらは減額でございます。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、7目教育費国庫補助金、説明欄、公立学校情報機器整備費補助金、134万1,000円でございます。GIGAスクール構想の推進を目的とした補助金のうち、学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業を活用いたしまして、小・中学校、各1台ずつ購入した教務用パソコン及び特別支援教室用電子黒板等に充当するものです。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節障害者介護給付費等負担金、説明欄、障害者自立支援給付費等負担金、392万6,000円の増額です。こちら、歳出で御説明する自立支援給付関係費に充てられます。補助率は4分の1です。

続きまして、3節児童福祉費負担金、説明欄、障害児通所給付費負担金、546万7,000円の増額です。こちら、自立支援給付関係費に充てられます。補助率は4分の1です。

○こども政策担当課長（田中美津子）

同じく、県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、説明欄、ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金、68万円、次のページに移りまして、小児医療費助成事業費補助金、79万7,000円の増額です。こちらは、歳出側の増額に伴う歳入の増額を見込む金額となります。詳細につきましては、歳出側で説明いたします。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

続きまして、17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、説明欄、ふるさと応援寄附金、1,500万円の増額です。こちらは、ふるさと応援寄附金について、これまでの実績により当初の想定よりも寄附額が多くなる見込みでございますので、歳出と併せて増額をさせていただくものです。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

続いて、2目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金、説明欄、企業版ふるさと応援寄附金、130万円。既に受け入れました100万円に今後の受入想定額30万円を加えた130万円を計上してございます。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、9目教育費寄附金、説明欄、教育振興事業寄附金でございます。19万9,000円でございます。こちらは、篤志家の方からの寄附金20万円となります。寄附者からの申出によりまして、小学校2校の図書購入費に充当いたします。

○財務課長（高橋清一）

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、5目学校校舎等整備基金繰入金、説明欄、学校校舎等整備基金繰入金、1,500万円の増額です。歳出側で説明いたします文命中学校大規模改修工事費に充てるため、基金の取崩しをいたします。取崩し後の基金の額は、1億288万6,000円となります。

歳入の説明は以上となります。

続いて、歳出になります。

最初に、人件費全般について、総務課長より御説明いたします。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

それでは、全体の人件費補正について、私から御説明をさせていただきます。

大変恐れ入りますが、参考資料として御提供させていただいております、ファイル名が19、職員人件費一覧、19となっているものをお開きください。資料のタイトルが、「各会計の令和4年度補正予算（12月補正）における職員人件費一覧」となっているものでございます。

こちらは、特別職と一般職、全体の総人件費になってございます。まず、職員の状況でございます。令和4年12月1日現在の職員数は、特別職を除き126名、これに再任用短時間職員が8名、合計で134名の構成となっております。

まず、全体について御説明をさせていただきます。

資料の一番下の行、会計合計欄を御覧ください。一般職給料から共済費まで、補正前と比較して合計額1,922万7,000円を増額し、特別職分を含む人件費総額を10億4,501万1,000円としておりますのは、当初予算編成時に暫定的な職員配置で見込んだ予算を職員の配置実態に合わせて修正すること、及び昇級・昇格に伴う共済費の増、さらに令和4年度人事院勧告に基づきまして企業条例を改正したことが主な要因となっております。

続いて、会計区分ごとに御説明を申し上げます。

まず、それぞれの会計で見込んでいる一般職の人数について申し上げます。一般会計が118名、国民健康保険特別会計が2名、介護保険事業特別会計が2名、土地区画整理事業特別会計が4名、水道事業会計が4名、下水道事業会計が4名となっており、当初予算編成時からの人数の変更はございません。それぞれの会計の各科目が増額となっておりますのは、先ほど全体で御説明させていただきました職員配置の実態の反映、共済費の増、令和4年人事院勧告対応の3点が主な要因となっております。

なお、本説明により各会計での給与費の説明は省略をさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

続きまして、補正予算書、説明書 1 2 ページにお戻りください。歳出の御説明に戻らせていただきます。

それでは、1 2 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、説明欄、ふるさと納税関係費、ふるさと納税推進業務委託料、5 6 8 万円の増額でございます。ふるさと応援寄附金について、当初の想定よりも寄附額が多くなる見込みですので、歳入予算に合わせてポータルサイト運用委託料等について増額するものでございます。

○財務課長（高橋清一）

次に、4 目財産管理費です。説明欄、庁舎管理費、光熱水費、6 5 0 万円の増額です。こちらは、役場庁舎及び町民センターに係る電気料金について、電気料金の価格上昇等により予算が不足するための増額でございます。

なお、この後、順次、各施設ごとで説明がございますけれども、施設ごとの増加率とは異なりますが、全体的に電気料等の関係においては約 3, 2 0 0 万円ほどの増額ということでございます。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

続きまして、5 目企画費、説明欄、企業版ふるさと納税推進支援業務委託料、3 万 3, 0 0 0 円。こちらは、企業版ふるさと納税の受入れを推進するため、プロジェクトの企画、立案、寄附企業の開拓のサポートを業務委託するものでございます。委託業者を介した寄附受入れの 1 0 % を支払う成果報酬型の委託となります。まずは、口開けとしまして寄附受入額 3 0 万円を想定し、成果報酬及び消費税を計上しております。

同じく、説明欄、積立金、1, 0 0 0 円。こちらは、企業版ふるさと応援寄附金を開成町まち・ひと・しごと創生基金に積み立てる際の歳出科目の設定でございます。

続いて、説明欄、地域公共交通事業者燃料価格高騰対策緊急支援金、7 4 万 2, 0 0 0 円。こちらは、地域の足となる地域公共交通の維持確保を図るため、町内に路線を持つ一般乗合バス事業者、町内に営業区域を含むタクシー事業者に対して、燃料費の高騰分を補助するものでございます。既に前期分となるものにつきましては、令和 4 年度一般会計予算（第 4 号）補正で補正をしております。今回は、後期分として補正予算に計上しております。

○防災安全課長（小玉直樹）

続きまして、6 目交通防犯費、説明欄、地域防犯力向上事業費、光熱水費、1 2 3 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。こちらにつきましては、町内に設置してあります防犯灯電気料の価格上昇に伴う増額となります。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

続きまして、1 2 ページから 1 3 ページにわたってございます。7 目電算管理費、説明欄、電算システム管理費、町村情報システム共同事業組合負担金、3 1 5 万 2, 0 0 0 円の増額でございます。今回の補正は、次の 2 点の要因により、当該システ

ムを管理運用する町村情報システム共同事業組合への負担金を増額するものです。

まず、1点目は新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチンの接種に向けました健康管理システムの改修費等として294万3,000円の増額、2点目が障害福祉関係データベースの稼働に向けた障害者自立支援システムの改修費として20万9,000円の増額となっております。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして、12目諸費、説明欄、過年度分精算金、613万2,000円の増額です。こちらについては、下に記載があります障害者自立支援給付費国庫負担金などにつきまして、前年度の実績報告に伴い国庫支出金等を返還するものでございます。

○こども政策担当課長（田中美津子）

同じく、中段、過年度分精算金、344万1,000円です。子どものための教育・保育給付費国庫交付金精算金以下、子どもに関する国及び県交付金について、令和3年度の実績報告により返還するものでございます。

○財務課長（高橋清一）

次に、説明欄でその下、過年度分精算金、社会資本整備総合交付金精算金、1,400万円の増額です。こちらは、令和2年度の旧庁舎解体工事において、アスベスト除去の部分に社会資本整備総合交付金の交付を受けましたが、交付後の完了実績の手続において、旧庁舎で除去したアスベストについては補助対象外であると国、県から指導があり、補助金の返納を行うものでございます。誠に申し訳ございませんでした。

続いて、14ページに移ります。

○税務課長（山口哲也）

それでは、2項徴税费、2目賦課徴収費、説明欄、徴収事務費、委託料になります。口座振替Web申込システム導入業務委託料、660万円です。現在、加入申請書を用い金融機関、役場の営業時間内に窓口にて受付を行っている口座振替申請をウェブで行えるようにするシステムを導入するものです。

次に、タブレット型パソコン購入費になります。こちらは、役場窓口でウェブ申請をされる方がお使いになられるタブレットの購入費、2台を想定しております。

今回の所要経費は、いずれも全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

○財務課長（高橋清一）

次に、3項戸籍住民台帳費です。1目戸籍住民台帳費、説明欄、個人番号カード交付事務費、365万9,000円の増額です。個人番号カード交付事務体制強化のため、郵便局において交付申請サポートを実施する費用として、町内2局分への手数料や消耗品などの必要経費のほか、役場における窓口の受付体制も強化するため、会計年度任用職員の増員、システムの増設などの費用でございます。

続いて、15ページに移ります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費です。説明欄、国民健康保険特別会計繰出金、3 0 万 7, 0 0 0 円の増額です。給与費の増額相当分を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰出しするものでございます。

○福祉介護課長（奥津亮一）

続きまして、その下、介護保険事業特別会計繰出金、4 4 万 6, 0 0 0 円の増額です。こちらについては、介護保険事業特別会計における保険給付費等の増額補正に対して一般会計から法定分を繰り出すものです。

1 つ飛ばしまして、5 目障害者福祉費、説明欄、自立支援給付関係費、6, 4 6 8 万 1, 0 0 0 円の増額です。こちらについては、負担金と扶助費がございしますが、自立支援給付費等支払システム再構築負担金、4 6 万 5, 0 0 0 円につきましては、当初、見込額で計上していた負担金の額が確定したことによる増額になります。扶助費、6, 4 2 1 万 6, 0 0 0 円、こちらは、当初見込んでいた重度訪問介護の利用者に係る金額が実績として大幅に増額になったこと、障害児通所給付費も当初の想定より新規利用者が増加していることによる増額でございします。

続きまして、6 目福祉会館管理費、説明欄、福祉会館管理費、4 9 1 万 3, 0 0 0 円でございます。こちらは、今般の電気料金の高騰により影響を受けている福祉会館、こちらの指定管理者のほうに光熱費高騰対策として補助するものでございます。

○こども政策担当課長（田中美津子）

同じく、民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、説明欄、ひとり親家庭等医療費助成事業費、扶助費、1 3 6 万円、小児医療費助成事業費、手数料、4 万 2, 0 0 0 円、扶助費、3 4 6 万 8, 0 0 0 円の増額です。本年度のひとり親家庭等医療費及び小児医療費の支出が当初の想定を上回って推移しております。また、例年、下半期はインフルエンザをはじめとする感染症の流行等によりまして医療費の増大が見込まれるため、当初予算に対し不足が見込まれる額を補正させていただくものです。

次のページ、1 6 ページを御覧ください。

放課後児童対策事業費、光熱水費、1 1 万 8, 0 0 0 円です。こちらは、開成南小学校敷地内に新たに整備しました学童保育所の電気料高騰による光熱水費予算の不足を補うための増額分です。

その下、光熱費高騰対策補助金、5 0 万円の増額です。こちらは、民間学童保育施設 1 か所への電気及びガスの価格高騰分に対する補助金で、5 0 万円を上限として補助金を支給するための予算でございします。全額、国臨時交付金を充てて実施するものと考えてございします。

その下、子育て支援事業費、光熱水費、1 4 万 6, 0 0 0 円の増額です。駅前子育て支援拠点の電気料金高騰による光熱水費の不足分について、補正するものです。

続いて、2 目児童措置費、民間保育所等運営支援事業費、光熱費高騰対策補助金、1 5 0 万円の増額です。エネルギー価格の物価高騰の影響を受けた民間保育所に対

し1園当たり50万円を上限として補助金を支給するもので、3園分を計上しております。同じく、財源は全額、国の交付金を充てます。

○参事兼子育て健康課長（小宮好徳）

続きまして、4款衛生費になります。1項保健衛生費、2目の予防費でございます。説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種事業費になります。今回の補正予算の内容でございますけれども、初回接種を完了した12歳以上の方へのオミクロン株に対応したワクチンの追加接種、5歳から10歳までの小児への3回目接種、生後6か月から4歳までの乳幼児の接種が開始されてございます。今回の補正予算で当初予算、第3号補正予算に計上した額に、接種事業が令和5年3月まで期間延長されたことに伴いまして追加で必要となる額を差額計上させていただきました。

それでは、説明欄を御覧いただきたいと思います。

会計年度任用職員報酬、152万8,000円の増額でございます。こちらは賃金でございます。

職員手当等、55万1,000円の増額。こちらは、会計年度任用職員の賞与でございます。

費用弁償、8万円の増額です。こちらは、会計年度任用職員の交通費でございます。

10節消耗品費、29万9,000円の増額です。通知するためのトナー代等でございます。

光熱水費、2万4,000円の増額。ワクチンを保管しているフリーザーの電気料金となります。

通信運搬費、158万円の増額です。こちらは、郵送料等でございます。

手数料、34万8,000円の増額です。こちらは、国保連合会への請求事務手数料を計上させていただいております。

ワクチン接種委託料、1,381万8,000円の増額です。各医療機関で実施する接種費用を委託費として支払うものでございます。

ワクチン接種体制確保委託料、920万円の増額です。接種体制整備に係る経費となります。集団接種会場での費用となります。

事務機器等保守業務委託料、60万円の増額でございます。こちらは、コピー機の保守委託料でございます。

○財務課長（高橋清一）

続いて、資料17ページに移ります。資料の中段付近でございます。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費です。説明欄、キャッシュレス決済ポイント還元事業費、2,015万円の減額です。こちらは、町内の中小店舗を対象に8月に実施いたしました開成町お買物応援キャンペーンについて、ポイントの還元額及び事務委託の費用が確定したことによる減額でございます。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

続きまして、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、説明欄、土木総務

事務費、次ページに移ります、光熱水費に当たります。道路照明における電気料の高騰により、203万5,000円の増額となります。

その下、7款土木費、3項河川費、1目河川維持費、説明欄、水路維持管理事務費、光熱水費。こちらにつきましては、2級河川の堰の電気代、そして調整池のポンプの電気代の高騰により増額をするものです。金額につきましては、55万6,000円となります。

○区画整理担当課長（井上 昇）

続きまして、1つ下の段、4項都市計画費、1目都市計画総務費、27節繰出金、説明欄、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計繰出金、65万円です。こちらは、特別会計の補正予算を計上することに伴いまして職員給与費の繰出しを行うものでございます。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

続きまして、2目下水道費、説明欄、下水道事業補助金、2,519万6,000円。こちらは下水道事業会計への補助金となっておりますけれども、主立ったところは下水道使用料の基本使用料の減免分の補正という形です。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

続きまして、3目公園費、説明欄、公園維持管理事務費、27万3,000円の増額です。こちらにつきましては、公園についております照明の電気代高騰により増額するものです。

○防災安全課長（小玉直樹）

続きまして、18ページから19ページになります。

消防費です。3目消防施設費、説明欄、消防施設管理費、光熱水費、5万4,000円の増額でございます。こちらにつきましては、7か所の消防団詰所電気料の価格上昇に伴う増額となります。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄、給食事業特別会計繰出金、77万1,000円でございます。こちらは、7月随時会議、第4号補正におきまして物価高騰等の影響による給食食材費の補填として745万2,000円をお認めいただきましたが、物価高騰が今なお継続しており、安定した給食運営を維持するため、消費者物価指数の推移に基づく再算定の結果、前回補正額に不足が想定されるため追加の補正をお願いするものです。

続きまして、2項開成小学校費、1目学校管理費、説明欄、学校管理運営関係費、光熱水費、255万円でございます。コロナ禍における換気を行いながらの非効率な冷暖房の利用や、電気、燃料費の値上げの影響による不足に対して補正をお願いするものです。

なお、この後の園・学校の電気料、燃料費につきましては、同様の理由となりますので説明を省略いたします旨、御承知おきいただければと思います。

続いて、2目教育振興費、説明欄、教科外運営関係費、図書購入費、10万1,

000円です。歳入で申しあげました篤志家の方からの寄附により、児童用図書を購入いたします。

続きまして、一番最後の欄から次ページ、ごめんなさい、次ページをお願いします、光熱水費は省略をさせていただいて、次ページ、2目教育振興費の教科外運営関係費、開成南小学校費、3項の開成南小学校に入っています、図書購入費、10万1,000円です。こちらにつきましても、開成小学校同様に、篤志家の方からの寄附により児童用図書を購入するものです。

続きまして、4項中学校費、1目学校管理費、説明欄、施設整備事業費、文命中学校大規模改修工事費、1,923万円です。施工中の大規模改修工事につきましては、おおむね順調に工事が進行しております。工事も終盤に入っておりますが、さらに、この施工期間におきまして生徒の安全・安心の確保、学習活動の効果を高めることなどに必要な内容の追加工事をお願いするものでございます。

主な内容といたしましては、廊下壁面へのポスター掲示等による傷や、壁の傷や劣化等の防止のための掲示板の設置、普通教室への窓ガラス飛散防止フィルムの貼付け、自転車駐輪場の屋根や支柱の撤去、及びグラウンド綱鉄棒の撤去、それと廊下壁面部の幅木設置等を実施させていただくものです。

続きまして、2目教育振興費、説明欄、教科外運営関係費、パソコン部用パソコン設定業務委託料、74万8,000円でございます。1人1台端末の整備によりまして、既存のパソコン教室の利活用につきましては、大規模改修工事におきまして集会室に改修することを予定しております。この改修によりましてパソコン部の活動で使用しておりました既設の有線で使用するパソコンの利用ができなくなることから、無線で使用できるパソコンを15台、融通を開成小学校からいたしまして、パソコン部の活動用として改めて設定するための経費となります。この設定によりまして、使用場所を限定せずに自由で柔軟な活動が可能となるよう措置してまいります。

続きまして、5項幼稚園費、1目幼稚園管理費、説明欄、幼稚園管理運営関係費、滑り台遊具更新工事費、595万8,000円です。園庭に既設の滑り台につきましては、今年度の遊具点検におきまして老朽化が指摘され、確認作業におきましても、さびによる劣化等が見られたため、今後、園児たちの活動時での事故等の発生が懸念されます。また、コロナ禍におきまして屋外での遊具を使用した遊びは園活動における重要な体力づくりの場でもあり、とりわけ滑り台の人気も高いことから、既設滑り台を撤去し滑り台型の遊具を更新するものです。なお、こちらは地方創生臨時交付金を活用いたします。

続きまして、2目幼稚園振興費、説明欄、幼稚園生活支援員等配置事業費、42万2,000円です。本年9月及び11月にベトナム国籍の園児が1名ずつ入園し、保護者も含めまして日本語でのコミュニケーションが困難であるとともに、日本での生活にも慣れていない状況が見られ、家庭及び園生活全般にわたり支援を要することから、きめ細かな対応を行い教育環境の充実等を図るため、幼稚園生活支援補

助員2名の勤務時間を週3日から週4日に拡大するための報酬及び手当等の経費を措置するものでございます。

○財務課長（高橋清一）

続いて、10款公債費、1項公債費、1目元金、説明欄、町債元金償還金、77万4,000円の増額、そして、その下、2目利子、説明欄、町債償還利子、152万8,000円の減額です。こちらは、一部の借入れについて、利率の見直しなどに伴う元金の償還及び利子の額が確定したことによる、それぞれ増額、減額でございます。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

11款諸支出金、1項公営企業支出金、1目水道事業支出金、説明欄、水道事業会計補助金といたしまして、主に水道料金の基本料金の減免分の補填という形でございます。

○財務課長（高橋清一）

続いて、22ページに移ります。

13款予備費でございます。今回の補正による歳入歳出の差額について、予備費を9,922万7,000円の減額により調整いたします。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

皆さんにお諮りします。今、再開した後、1時間ほどたちました。これから、皆さん、質疑のほうに進んでもよろしいでしょうか。それとも、一旦休憩してから質疑に入りますか。質疑のある方、挙手してもらえますか。進めてしまって、よろしいですか。質疑、進めてしまってもいいですか。入ってしまって。それとも、休憩しますか。15分後ですけれども。

では、暫時休憩といたします。質疑は、その後、移りますので、再開を14時45分とします。

午後2時31分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午後2時45分

○議長（吉田敏郎）

令和4年度開成町一般会計補正予算（第7号）の説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑を。私が言ってから、「質疑をどうぞ」と言ってから手を挙げてください。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。失礼いたしました。

歳出の総務費、諸費、過年度分精算金、社会資本整備総合交付金精算金の1,4

00万円について、お聞きします。先ほど財務課長のほうで説明と謝罪がありましたけれども、旧庁舎の解体に伴うアスベストの撤去で、補助金が適用外であったということが後で判明したから返済するということですが、この間違いによって旧庁舎の解体というのは、アスベストが絡んでいたのがかなり高額になったと考えておりますが、解体工事費にはどのような影響があったのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

アスベスト自体は、ございました。こちらについて、法令等にのっとって適切な処理をした中でのございますので、歳出費用として補助金を受けたから、受けないからということでの増額、減額ということはございません。ですので、あくまでも除去費については、基本的に労働安全衛生法ですか、そういったような関係法令に基づきまして適正に措置させてもらった関係では、歳出には特に影響がないというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

工事費には影響がなかったということで、何とかよかったですけれども。ちなみに、こういうケースというのは、よくあることなのですか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

「よくあるか」と言われると、「あまりないです」ということです。というのは、基本的には、様々な補助金等を活用する場合においては、事業主管課のほうでよく要綱を確認いたしまして、確実に獲得できるような部分という部分を確認した上で行っています。また、不明確な部分があれば問合せ等をした中で、そこを明確にさせた上で事務を進めていくというところでございます。

今回に当たっては、そういった不明確な部分があったという部分は事前に承知はしてございました。ただ、そこも含めた中での手続をして、確認等もした中でやっていたと。ただ、最終的な部分で確認が漏れていた。そこが本当に過失かなとは思いますが、何分にも、そういった事業費については、できるだけ補助金等の活用をという、真摯に業務に当たった結果、そういった部分の確認が最終的にできなかったと。

それについて、もちろん県においても事務委任を受けてそういった書類の手続等をしておりますので、その中で確認を事前にしていただければありがたかったので

すけれども、なかなか、それも、今回、アスベストという部分については、県内においても事例が少なかったということも県から聞いてございます。そんな中でいうと、若干、県のほうでも不慣れたところがあったのかなと思いつつも、そこは県のせいにもできませんので、こちらとしても、そういうところはきちんと確認が不足していたというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

11番議員、湯川でございます。

今の質問に関連しまして。今回の事例というのは、国、県、要するに町との間に大きなそごがあったということだと思っておりますけれども、いわゆる元年でアスベストの含有分析調査を委託してしまして、これが143万7,150円の支出をしているのです。これが全く無駄になってしまったということなので、これは過ぎてしまったことなのではございますけれども、今後はこのようなことのないように、より慎重な確認作業をしていただきたいと思いますというわけではございますけれども、いかがですか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

解体工事前のアスベストの調査につきましては、これは法令上でいうと必須でございます。そういった建築年度が古いものについては、含有建材があるという可能性もありますので、そこは必ず行って必要な部分について。今回、役場旧庁舎で見ますと、レベルが低い部分が多かったなと思っておりますけれども、であったとしても、そこは、ある程度、場所を特定した上で必要な措置をする上では事前調査は必要であったというところでございます。

ただ、その後の補助金適用において、可能な限り補助金でできればという形の中で進めた結果、一部については確認不足があったというところでは、本当に大変申し訳なかったと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

今の課長の説明で、委託料で使ったお金というのは必須科目で、今回のそごの関係とは全く無関係だということですのでよろしいのですね。確認です。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

はい、そのとおりです。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに。先ほど、手がいっぱい。

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。

15ページの中段より少し下、6、福祉会館管理費、491万3,000円について、少しお尋ねしたいと思います。

これは電気料高騰対策として491万3,000円を補助しているということなのですが、基本的に電気料をかなり多く使う福祉会館としては、これでは十分な対策としてなっているのかどうか。その辺のところを社協、指定管理者としっかりと調整しているのかどうか、その辺について少しお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、ただいまの議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、今回のこちらの補正予算を計上させていただく際には、議員おっしゃられたとおり、指定管理者であります社会福祉協議会と調整を行った上で、また、必要な額につきましても昨年度と今年度の使用電力量や単価の比較などから積算をしているもので、調整をした上での金額となっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。

私も少し調べたところでは、490万、これよりもかなり電気料金として値段が上がっていて、もう大分苦勞しているという話は聞いたことがあるのですけれども。私が心配するのは、高齢者福祉、これの業務に携わっている社会福祉協議会で、この業務が予算が足りなくて問題が起きる、うまくいかなくなることを大変心配しております。それに対して、まだまだ足りないところを、これから次年度の予算とか、そういう補正とかで、まだまだやっていくのかどうか。その辺も含めて、これからどうするのか、その辺のところをもう一度、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、ただいまの御質問にお答えします。

まず、今年度のものにつきましては、先ほど言った今年度の見込みを指定管理者と調整をした上での計上になってございますので、基本的には、こちらのほうで足りていると、今年度に限っては足りていると認識をしております。

また、来年度の予算につきましては、今、ちょうど、今後、査定等が入ってきますけれども、指定管理者と当然、調整をした中で、電気については話をしていくことになるのかなと想定をしております。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

了解いたしました。これから査定、調整でしっかりそのところをやっていただいて、高齢者福祉に支障がないように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

福祉会館の関連で、6ページ、債務負担行為補正というところで、借地料、20年間の契約ということになっておりますけれども、建物の老朽化とか、そういうところを考えた中で、この20年間というのをどのように考えたのか。また、そういう20年間の契約という決まりとかがあるのか、その辺について御説明をいただきたいと思ひます。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、こちらにあります20年間というものなのですが、現在、福祉会館は借地契約を行っております。それが、一番はじめの契約としまして、まず借地借家法という法律上、30年間という契約期間となっております。それが、ここで切れるというところでの更新になります。1回目の更新になりますので、そちらにつきましても、その法律上、契約期間20年という形になってございますので、20年契約となりますので、債務負担についても20年間という設定をさせていただきます。

ただ、先ほど福祉会館、老朽化がというお話もございましたけれども、そちらについては、今後、町の福祉会館に限らず、他の公共施設も含めて今後の在り方などは検討していくことになるのかなと思っておりますので、その際には福祉会館も当然、どうしていくのだというところ、直す、直さないというところも含めて検討していくことになるのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。借地借家法ということで、私も、その辺、まだ素人なので、もう1つ聞きたいのですが、例えば、10年間で、その契約というのは、その法律は切れないものなのですか。すみません。素人で申し訳ございませんけど、確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

契約上は、20年契約というのを結ばせていただいております。ただ、こちらは、現時点では、それを途中で解約というのは今、想定はしておりませんし、恐らく解約をするときには貸主と調整という話にもなるのかなと思うのですが、現時点で途中で解約を考えておりませんので、20年の契約を20年で設定としてございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

12ページ、目、企画費でございます。ちょっとお待ちください。

先ほど、ふるさと納税に関わる件で、新規に企業版ふるさと納税推進支援業務委託料ということで企画事務費という説明がございました。ふるさと納税の推進支援ということで、新たに委託業務を開始するというところでございますので、委託業者の選定、また、今まで町が担ってきた部分と、そこにまた委託業者が関わって、どのようにこれが展開されるのか、今後の流れ。また、それと関わってくださった職員との、どのような関わり方をして今後、進めていくのかということで、もう一重、御説明願えたらと思います。

○議長（吉田敏郎）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それでは、お答えをしたいと思います。

既にお受けいたしました100万円というものは、町が主導で、お会いする中でお願いをして、お名前を申し上げますと中栄信用金庫様から頂戴をいたしました。大変、ありがたいお話でございました。

ただ、やはり我々サイドで動いていくには限度がございます。そこで、個人のふ

るさと納税と同じで、企業版にもポータルサイトというものが存在をしております、広く全国に向けて町の取組を御紹介しまして、いわゆるマッチングもさせていただいたり、あるいは町の取組に対して御助言をいただいて、こういう部分をもう少しブラッシュアップしていくと寄附が集まりやすくなるのではないかとというような御助言もいただきながら。これから間口を広げていくという意味でいうと、やはりチャンネルは多いほうがいいと思ってございますので、こういった委託の業者さんを促しながら広めてまいりたいなと考えております。

実際には、町側のメリットとしては、そういう意味では寄附企業との新たな連携ですね。お金を頂戴するだけではなくて、以降、事業の構築であるとか展開と一緒にやっていきたいということ。それから、まだまだ開成町というものの認知度が十分ではないということは我々も承知してございますので、そういったポータルサイトでお伝えをしていきたいなというのが1点でございます。

また、一方、企業側からのメリットが一番大きいのは何かといいますと、クレジットカード等で御寄附がいただけると。現金であるとか口座振込ではなくて、企業の支出の処理の中で大変スムーズに処理ができるということ。また、そういうポータルサイトで、A社さんが開成町に、こういう理由で、これだけの金額を御寄附いただいたよということが大きく取り上げられるということからすれば広告にもなるということで、お納めいただく側からも、御寄附いただける側からも十分メリットがあると考えてございます。

ただ、1点、ちょっと気になりますのは、ポータルサイトが、今のところ十分に機能しているのが1つしか実はございませんので、これがもう少し広がって個人版のように3つ、4つとなってくれば、また間口が広がるのですけれども、まずは先ほど申し上げた口開けとしまして一つ、こういったところの力を借りてこの取組をやっていきたいなということで、今回は予算を計上してございます。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

ポータルサイト、それにも広がりを持った形で、様々、ふるさと納税の推進の展開に御尽力いただけたらと思います。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございますか。

1番、下山議員。

○1番（下山千津子）

ページ21ページの教育費の中の滑り台遊具更新工事費で……。

○議長（吉田敏郎）

下山議員、マイク、もうちょっと下げてくれますか。

○1番（下山千津子）

失礼しました。1番議員、下山千津子でございます。

ページ21ページの教育費の中の滑り台遊具更新工事費、595万8,000円が計上してございます。説明ですと、老朽化のため買い換えるということと、園児にとりまして体力づくりにもなるという御説明でございました。この工事の入札方式をお聞きいたしますが、指名あるいは一般競争のどちらかを採用される予定でございませうでしょうか。お聞きいたします。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

契約手続の関係でございませうので、財務課のほうでお答えさせていただきます。

今回の金額等から考えますと、指名競争入札という形の中で実施になると思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに。

2番、佐々木議員。下山さん、ありますか。はい、どうぞ。下山議員、どうぞ。

○1番（下山千津子）

1番、下山千津子でございます。

新規の滑り台に対する塗装とか補修などに対応した保証期間は、このたびの契約に盛り込まれる予定なんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（吉田敏郎）

下山議員、今の指名入札のこの金額に、その辺が含まれているかということによろしいですか。もう一度、質問の要旨を教えてくださいませうか。

○1番（下山千津子）

新規の滑り台に対する塗装などに対応した保証期間は、このたびの契約に盛り込まれる予定なのでございませうか、お聞きいたします。分かる範囲でよろしいです。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

一般的に工事についてでございますと、工事約款という形の中で、工事業者とのルールという形を取り交わします。この中で、設置された部分については瑕疵がないようにという形の中で、本来、安全に作られる遊具については、その形態をきちんと維持するような形の中での保証というのが、約款上でいうと、ちょっと今、手元に資料がないのですが、1年ないし2年とか、そういったような期間については保証がされて安全に使用ができる。

ただ、運用上の話はまた別になりますので、そこはきちんと、設置した後の使用者、また周辺の関係者によって運用されていきたいというところがございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

御説明で老朽化で緊急に滑り台のあれが必要だということでしたけれども、もうちょっと詳細な御説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

佐々木議員、もう一度。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

私、こちらは学校施設台帳というのがあったと記憶しているのですがけれども、こちらでこういうのを計画的に調査して、遊具の更新とか、そういうのをやられていると思っていたのですが、ここで緊急に老朽化ということで、こういう取替えの工事ということだったので、どういう状況が起こったのかなというところで、ちょっと。ほかのそういう施設のことも、そういうことが起こるとちょっと心配な部分もありますので、その辺の確認をしたかったので質問させていただきました。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをさせていただきたいと思います。

まず、御説明さしあげたとおり、保守点検で老朽化等の指摘があったと。本来であれば、今、言われるように補修、修繕みたいなことで対応していくのだと思うのですが、先ほど説明の中でも言わせていただいたとおり、ここで交付金を使えるタイミングがあったので、今、旧型の滑り台といいますか、階段、はしご的な階段を上って滑ってくるものなので、そこが、もう、上った先がさびてしまっているという状況もありますので、けが等の心配をするよりは、そういう交付金とかを使えるタイミングで更新をして、より安全に、より楽しく、運動にも効果があるような遊具が入ればいいなということで、ここで上げさせていただいたと。

計画的にということは承知しておりますが、それなりのタイミングもありますので、このタイミングが、たまたま、そのタイミングに当たったということで認識しております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。説明を受けたときに、大げさに言ってしまうと、緊急事態的な部分が出たのかなと自分であれしましたので。そういうタイミングとかという中で、ほかの遊具とかに関しては、しっかりとそういう調査とかをされているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをいたします。

定期点検ですとか保守点検というものは、他の施設の遊具等も含めて、しっかりと今後もやっていきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

関連して質問をさせていただきます。このたび、一番最初に御説明の中で、点検、今年度の点検という御説明がありました。また、今、定期点検、保守点検という形の点検についてのフレーズが、そのような言葉が届いているわけですが、ただ、学校教育施設、保育園、幼稚園施設におきますと、日常点検ということがしっかりと定着化していると私は認識してございまして。

日常点検においては、安全領域の点検、遊具全体の点検、金属部の点検、ベース部、その他、子どもたちがいたずらなんかをして帰っていかないかどうかなど、基本的な日常点検というものがマニュアル化されて、きちんと、そういう施設には。常に、そういうものの中で学校、保育園、幼稚園が運営されていると私は承知しておるところでございますが。

その点も踏まえまして、今回、このような形で予算が計上されたという部分で、特に、新工事費ということで説明欄にはございます。こうなった場合に、滑り台におきましては、遊具の周り約2メートル以内に障害物がしっかりないというものを確認して、その設置場所を決める等々のものがきちんと、そういうものの裏づけがあってから工事等々に動いていくわけですが、この辺の部分につきまして、今回計上された滑り台の遊具更新工事費に至るまでの今の部分からでの御説明を、いま一重いただければと思って質問いたします。

○議長（吉田敏郎）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、点検関係については、常日頃から行っているという状況は

当然のごとく、やらせていただいています。ただ、これまで定期点検等で指摘があった部分については、幼稚園でいえば用務員さんが日々点検をした上で、そういう指摘があれば随時、修繕をしていただいで、子どもたちが利用する際に、けが、事故等がないように配慮しているところでございます。

それと、設置場所についてですが、当然、先ほど申し上げたように、今ある旧型の滑り台をそのまま、また持ってきて更新するという話ではないので。今どきのというか、もうちょっと低い形の、滑るところも複数箇所あって、ある程度、滑り台の用途だけでなくて体力づくりの用途なんかも複合的に使えるような遊具をという考えがございいますので、体力づくりに使う目的もございいますので。

設置場所の適正な設置場所についても、当然、そこが決まらなければ物の大きさも決まってくるので、そこはもう事前に十分に園を交えて調査をさせていただいて、今の場所に十分つくつと、この大きさならつくつというものを仕様として用意して、これから設置工事に臨んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

ここの設置場所についてもということでお話をいただきました。日常点検の遊具の点検の基本の「き」となる安全領域の遊具の設置場所は、1.8メートル以内に障害物がない、地面にへこみや水たまりがないというのが最低限の安全領域設置場所だということが普通、言われている事柄でございいますので、十分、それは御承知のこととは思いますが。また、今、御説明いただいたように、園側、それから保護者、子どもたちにとっても、また、動線とか様々な視点から多方面にわたって御検討いただいで、楽しみにしております遊具かと思っておりますので、よろしく、その点、お願いいたします。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

幼稚園施設の安全に関わって御提言、ありがとうございます。点検ということだけについてお話ししますと、幼稚園の先生方は毎朝、始業点検をしてございます。全部の遊具を目視、あるいは触れて、ゆがみ等、揺れがないかなどなど、もう当たり前のごとく、「べき」のことですので、当たり前のように毎朝実施しています。それから、幸いなことに支援の方も大勢つけていただいでおりますので、そこで遊ぶ場合も支援の方等が落ちないようにとか、順番を守るとかなど、安全性及び社会性、確認をしたり育てたりしながらの遊びをしております。

年に1回ないし2回、全ての学校の遊具についてはプロの点検を導入して実際、

行っていただいておりますので、そこについて報告書が出ています。老朽化、劣化していますと、数年のうちにはお取替えをお考えくださいなどというような報告も出ておりますので。

たまたま幼稚園の滑り台、複合の遊具については、若干、そのような御指摘も含まれておるような中で、園としては数年内には取り替えたいという希望もあったところ、たまたま、ここで交付金も使えるということですので、それでしたら町財政にとっても助かるということ。あと、安全担保も、より一層できるということで、ここで思い切りいこうということで提案させていただいているところです。

以上です。長くなりました。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございますか。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

歳出の総務費、財産管理費の庁舎管理費の光熱費のところ。650万、計上されていますが、財産管理費全体としては1億665万7,000円から650万アップということですが、庁舎の光熱費だけ見ますと今年度予算は980万6,000円と。そこに650万が計上されると、約1.5倍になってしまうと。今、エネルギー価格高騰は当然分かっていますし、かかってしまうものはしょうがないのですけれども、さすがに1.5倍というのは、ちょっと見たときに衝撃的であって、今後の見通しとか、そういうことも含めて、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。

庁舎の関係、町民センター等の電気料ということで、今回、650万円の増額を上程させていただきました。内容としましては、主には電気料金の高騰というところと合わせまして、町民センター側の利用の増加というのがございます。これは、令和3年度において一部改修工事等をして利用が制限されていたという部分があって、その中で令和4年度の予算は計上させていただいております。その中でいうと、割と、役場庁舎自体でいうと、利用料金的なものは、量です、かさのほうについては、そんなに増えてはいないのですけれども、町民センター側のほうが量、使用している量が増えていると。それに合わせて、また料金、単価が上がっているというものも相まってということでございます。

ですので、料金の価格の上昇率から言いますと、おおよそ見て、ある程度分析している中でいうと、34～35%ぐらいが料金としては前年度から単価的には上がっているだろうと。それに合わせて町民センターの使用量が1.5点数倍という形、それが合わさって、全体の電気料金としては1.5倍何がしという形での算定をして

いるというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに、質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行いたいと思います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第57号 令和4年度開成町一般会計補正予算（第7号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第16 議案第58号 令和4年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

予算書の説明を副町長に求めます。

副町長。

○副町長（加藤一男）

副町長の加藤でございます。今日、担当課長が不在でございますので、私から説明をさせていただきます。

令和4年度開成町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、説明をいたします。

3ページを御覧いただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。3款県支出金から5款繰入金で、補正額計1,360万6,000円、歳入合計の計16億5,202万9,000円。

次のページを御覧ください。

歳出でございます。1款総務費から2款保険給付費で、補正額及び計ともに歳入と同額でございます。

今回の補正は、高額療養費支給額が当初の推計を上回る水準であるため、現状の水準に合わせて増額すると、新型コロナウイルスに感染された方に対して、その休業日数に応じて支給する傷病手当金を増額するものでございます。

それでは、予算に関する説明書の事項別明細書、8ページを御覧ください。

2の歳入でございます。3款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金、

説明欄、保険給付費等交付金（普通交付分）、補正額1,308万3,000円。
こちらは、高額療養費増額相当分に交付される交付金です。

保険給付費等交付金（特別交付分）、補正額21万6,000円の増。こちらは、傷病手当金に交付される特別交付金でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、説明欄、職員給与費等繰入金、補正額30万7,000円の増。人勸による職員給与費の増による特別会計への繰入金でございます。

3番、歳出です。9ページをお開きください。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、説明欄、一般被保険者高額療養費、1,308万3,000円の増。高額療養費支給額が当初の推計を上回る水準であるため、現状の水準に合わせて増額するものでございます。

2款保険給付費、6項傷病手当諸費、1目傷病手当金、21万6,000円の増。新型コロナウイルスに感染された方に対して、その休業日数に応じて支給する手当金を増額するものでございます。実平均3万6,000円掛ける6件分を見込んでございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第58号 令和4年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第17 議案第59号 令和4年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、議案第59号 令和4年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を御説明させていただきます。

予算書3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款国庫支出金から7款繰入金までで、補正額合計196万2,000円、合計が12億9,605万9,000円。

4ページを御覧ください。

歳出でございます。1款総務費から7款予備費までで、補正額合計及び計ともに歳入と同額でございます。

今回の補正の内容でございますが、主に歳出は当初見込みよりも利用者数などが伸びたことによる保険給付費の増額補正、歳入では歳出の保険給付費の増額に伴う法定分の国庫負担金などの増額補正となっております。

それでは、8ページを御覧ください。

2、歳入でございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費負担金、48万1,000円の増額。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費交付金、65万1,000円の増額。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費負担金、29万9,000円の増額。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費繰入金、29万9,000円。

これらの増額につきましては、歳出の保険給付費の増額補正に伴い、それぞれの科目を増額するものでございます。

続きまして、3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節現年度分、説明欄、現年度分地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、3万3,000円の増額。

4款1項支払基金交付金、2目地域支援事業費支援交付金、1節現年度分、説明欄、現年度分地域支援事業費支援交付金、3万6,000円の増額。

5款県支出金、1項県負担金、2目地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節現年度分、説明欄、現年度分地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1万6,000円の増額。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金、説明欄、職員給与費等繰入金、13万1,000円の増額。

3目地域支援事業費繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節現年度分、説明欄、現年度分地域支援事業費繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1万6,000円。

こちらの増額につきましては、歳出の1款総務費及び3款地域支援事業費における給与費の増額補正に伴い、それぞれの科目を増額補正するものでございます。

恐れ入ります。10ページを御覧ください。

3、歳出でございます。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、5目居宅介

護福祉用具購入費、説明欄、居宅介護等福祉用具購入費給付費、28万6,000円の増額です。こちらは、当初見込んでおりましたよりも利用者が増加したことによる増額補正となっております。

続きまして、2項介護予防サービス等諸費、3目地域密着型介護予防サービス給付費、説明欄、地域密着型介護予防サービス給付費、186万3,000円の増額です。こちらにも、当初の見込みよりも利用者が増加したことによるものでございます。

続きまして、5目介護予防福祉用具購入費、説明欄、介護予防福祉用具購入費給付費、26万3,000円の増額です。こちらにつきましても、当初の見込みより利用者が増加したことによる増額補正となっております。

続きまして、7款1項1目予備費、説明欄、予備費、71万5,000円の減額でございます。こちらにつきましても、今回の補正予算額の歳入と歳出の差額を予備費で対応するものでございます。

御説明については以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第59号 令和4年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんね。それでは、採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第18 議案第60号 令和4年度開成町給食事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

議案第60号 令和4年度開成町給食事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正になります。はじめに、歳入です。2款繰入金、1項他会計繰入金、補正額77万1,000円、歳入合計は補正前の額1億907万3,

000円に補正額77万1,000円を加えた1億984万4,000円となります。

次ページ、4ページをお願いいたします。

歳出になります。1款給食事業費、1項給食材料費、補正額77万1,000円、歳出合計は補正前の額1億907万3,000円に補正額77万1,000円を加えた1億984万4,000円となります。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、内容を説明いたします。

歳入につきましては、一般会計繰入金、77万1,000円を給食食材費の物価高騰に係る補填分として増額するものでございます。

次ページ、9ページをお願いいたします。

歳出になります。給食材料費、77万1,000円を増額いたしまして、各園・学校に充てるものです。内訳は、開成小学校、20万7,000円、開成南小学校、26万5,000円、文命中学校、22万7,000円、開成幼稚園、7万2,000円となります。

なお、直近の園児、児童・生徒数につきましては、開成小学校、508人、開成南小学校、653人、文命中学校、510人、開成幼稚園、218人の合計1,889人でございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第60号 令和4年度開成町給食事業特別会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第19 議案第61号 令和4年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（井上 昇）

それでは、議案第61号 令和4年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を御説明いたします。

3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入につきましては、3款繰入金、1項他会計繰入金。

4ページを御覧ください。

歳出です。歳出は、1款総務費、1項総務管理費、歳入歳出ともに補正額65万円の増額、合計5億8,003万2,000円となります。

それでは、詳細を御説明いたします。8ページを御覧ください。

2、歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、説明欄、一般会計繰入金、65万円です。こちらは、職員給与費の増額に伴う一般会計からの繰入金です。

9ページを御覧ください。

3、歳出です。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、給与費、65万円。給与費の増は、先ほど総務課長が説明した職員給与費の増額分でございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく御願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第61号 令和4年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第20 議案第62号 令和4年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

議案第62号 令和4年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

まず、概要を説明いたします。収入では、現在実施しております水道料金の基本料金の減免分の補正、及び一般会計からの減免分の補助金の受入れを行い、支出では、人件費及び電気代高騰に伴う増額が主なものとなっております。

それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

収益的収入及び支出のところの収入、科目、既決額、補正予定額、合計の順にお話しします。

第1款水道事業収益、2億6,396万5,000円、0円、2億6,396万5,000円。

第1項営業収益、2億4,290万1,000円、マイナスの2,535万2,000円、2億1,754万9,000円。

第2項営業外収益、2,106万4,000円、2,535万2,000円、4,641万6,000円。

支出になりまして、第1款水道事業費用、2億6,396万5,000円、0円、2億6,396万5,000円。

第1項営業費用、2億336万円、1,051万6,000円、2億1,387万6,000円。

第3項予備費、3,647万円、マイナスの1,051万6,000円、2,595万4,000円。

資本的収入及び支出に入りまして、支出、第12款資本的支出、1億7,049万1,000円、17万1,000円、1億7,066万2,000円。

第2項増設改良費、9,624万9,000円、17万1,000円、9,642万円。

次に、詳細を令和4年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）明細書で説明いたしますので、恐縮ですが、11ページをお開きください。

令和4年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）明細書。

収益的収入及び支出。

収益的収入。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、説明欄、水道使用料、こちらは基本料金の減免に伴う減免分でありまして、マイナスの2,535万2,000円。こちらは、1期、3,231件ございますので、その2期分、1万6,462件分の使用料となっております。

2項営業外収益、2目他会計補助金、説明欄、先ほどの基本料金の減免分を一般会計より補助金として補填するものでございます、2,535万2,000円。

12ページをお開きください。

収益的支出。11款水道事業費用、1項営業費用、1目原水浄水配水及び給水費、13節の動力費、説明欄、水道施設電気代、こちらの増額分となります、1,010万7,000円。

人件費関係は説明は省略をさせていただいておりますので、なお、13ページの資本的支出も人件費の内容ですので、省略をさせていただきます。

その他、資料につきましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方、どうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第62号 令和4年度開成町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ございませんですね。それでは、採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第21 議案第63号 令和4年度開成町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

議案第63号 令和4年度開成町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

最初に、概要を説明いたします。収入では、現在実施しております下水道使用料の基本使用料の減免分の補正、及び一般会計からの減免分の補助金の受入れを行い、支出では人件費、及び電気料の高騰による流域下水道負担金等の増額が主な内容となっております。

それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出、収入です。科目、既決額、補正予定額、合計の順でお話しします。

第1款下水道事業収益、4億7,833万4,000円、719万1,000円、4億8,552万5,000円。

第1項営業収益、2億5,091万7,000円、マイナスの1,800万5,000円、2億3,291万2,000円。

第2項営業外収益、2億2,741万7,000円、2,519万6,000円、2億5,261万3,000円。

支出。第11款下水道事業費用、4億7,833万4,000円、719万1,

000円、4億8,552万5,000円。

第1項営業費用、4億3,457万1,000円、740万3,000円、4億4,197万4,000円。

第9項予備費、300万円、マイナス21万2,000円、278万8,000円。

資本的収入及び支出になります。

支出。第12款資本的支出、3億2,368万4,000円、230万1,000円、3億2,598万5,000円。

第1項建設改良費、1億2,211万2,000円、230万1,000円、1億2,441万3,000円。

次に、詳細を令和4年度開成町下水道事業会計補正予算（第1号）明細書で説明いたしますので、10ページをお開きください。

令和4年度開成町下水道事業会計補正予算（第1号）明細書。

収益的収入及び支出。

収益的収入。1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料、説明欄、下水道使用料、これは基本使用料減免に伴う減免分、マイナスの1,800万5,000円でございます。これは、1期分、6,091件掛けるの2期分、1万2,182件分となっております。

2項営業外収益、2目他会計補助金、説明欄、使用料減免補てん分、1,800万5,000円、流域下水道負担金分、719万1,000円、合計2,519万6,000円。

11ページをお開きください。

収益的支出。11款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費、光熱水費、説明欄、マンホールポンプ電気代、9万円。これは、町内に設置しておりますマンホールポンプ2台の電気代の差額分ということで、高騰分で9万円を計上しております。

2目流域下水道費、説明欄、酒匂川流域下水道事業維持管理費負担金、こちらも電気代の高騰に伴う、その増額に伴う開成町分の負担増という形で、719万1,000円でございます。

総係費以下、人件費等に係る説明は省略とさせていただきます。

また、その他の資料につきましても、後ほど御覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方、どうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

討論もないようですので、採決を行います。

議案第63号 令和4年度開成町下水道事業会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れは、ないですね。それでは、採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長(吉田敏郎)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

以上をもちまして、本12月定例会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午後3時50分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員